

県域水道一体化 調査特別委員会

令和4年9月28日

葛城市議会

県域水道一体化調査特別委員会

1. 開会及び閉会 令和4年9月28日(水) 午後1時30分 開会
午後5時04分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	藤井本	浩
副委員長	谷原	一安
委員	横井	晶行
〃	柴田	三乃
〃	坂本	剛司
〃	杉本	訓規
〃	奥本	佳史
〃	松林	謙司
〃	増田	順弘
〃	西井	覚

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	川村	優子
議員	西川	善浩
〃	梨本	洪珪
〃	吉村	始

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古	和彦
副市長	溝尾	彰人
上下水道部長	井邑	陽一
水道課長	福森	伸好
〃 補佐	西川	基之

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永	睦治
書記	新澤	明子
〃	福原	有美

7. 調査案件

- (1) 水道事業に関する事項について

開 会 午後1時30分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は10名で、定足数に達しておりますので、これより県域水道一体化調査特別委員会を開会いたします。

先週に9月定例会、終了したばかりでございますけれども、本日、招集させていただきまして、全員の出席いただきましてありがとうございます。この県域水道一体化調査特別委員会、前は6月23日に開催をしております。その後、県のほうで市町村の代表の方、集まってくれ協議会とか、また幹事会、行われたらその報告をするということで、委員会を予定しておったわけですが、6月23日以降県のほうで行われておりませんので、委員会が今日になったということをご理解いただきたいというふうに思います。ただしその間、皆様方、我々県域水道一体化調査特別委員会といたしましては、8月に自分たちだけで協議会という形で協議はさせていただいております。また、9月議会初日の前日でしたけれども、9月1日、9月議会開催日の前日に大淀町のほうに、議長と副委員長と、そして私と3人で訪問させていただいて施設を見せていただいております。これについては、皆さん方一緒というふうに思ってたんですけど、まだまだコロナが感染拡大していたところだったので、その辺のご理解を賜りたいというふうに思います。今日はそういった中で開催させていただき委員会でございますけれども、前回の委員会の中で市長の発言ございました、今、葛城市で調査している部分があると。それがはっきりするまでなかなか答えが出しにくいというお話もございました。じゃあ今、調査しているのがどのように推移しているのか、中間的な報告になろうかと思っておりますけれども、そういったことを中心に今日の委員会を進めさせていただきますので、慎重に審議、またご説明いただきますようお願いいたします。

先に申し上げておきますけど、今、申し上げたとおり、中間報告的などころの資料が多いです。よって本日お手元に配付しております、ファイルに入れて資料等お渡しをしておりますけれども、後ほど回収をさせていただきますので、そこにメモ等されず、自分のところにメモされるようお願いいたします。

委員外議員の出席をご紹介をいたします。梨本議員、吉村議員、副議長です。西川議員。以上、3名の議員でございます。

発言される場合、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、ご起立をいただいてマイクを近づけて、マスクを着用したままご発言されるようお願いいたします。葛城市議会では会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきをお願いいたします。

それでは、これより調査案件に入ります。

調査案件（1）水道事業に関する事項についてを議題といたします。

まず初めに、水道事業認可変更に係る貯水池等水量調査の中間報告について、理事者より報告を願いたいと思います。

福森課長。

福森水道課長 上下水道部水道課、福森です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず資料の確認だけさせていただきますと思います。

まず資料1が、水道事業認可変更に係る貯水池等水量調査中間報告、これがA4横で1枚になっております。次に資料2です。経営分析比較表、これもA4サイズの横1枚となっております。資料3といたしまして、経営指標の意味と算出方法について、A4縦3枚となっております。最後に単独の財政シミュレーションの設定条件という形で、A3横の3枚となっております。資料のほうは大丈夫でしょうか。

それでは1番目の流量調査結果についてということで、資料1の水道事業認可変更に係る貯水池等水量調査の中間報告をご用意いたします。このたびの事業変更の際し、自然水の流入量を調査している貯水池等、表の5月、6月、7月、8月の調査において計測された流入量の四半期ごとの平均実測値を表記しております。また貯水池ごとの令和2年度、令和3年度の取水実績量の平均を同じく四半期ごとに令和2年度、令和3年度の平均取水量として表記しております。認可を受ける数量といたしましては、お示ししている実測値と、それぞれ貯水池流入域において過去10年間の降水量から算出される取水可能量、自然水以外の流入量などを考慮いたしまして、今後奈良県の担当課と協議し、決定することになる予定でございます。また、自然水の流入量よりも取水実績量が多い貯水池におきましては、同浄水場水系の他の貯水池から取水量を増加し、不足を少しでも補てんできるように検討が必要となっております。簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

藤井本委員長 申し訳ないんですけど、考え方を今、説明されましたけど、具体的な数字をもって、見方というのを、これ、今、委員の皆さん初めて見られますので、この見方をご説明を願いたいと思います。

福森課長。

福森水道課長 それでは資料1をご用意いたします。水道事業認可変更に係る貯水池等水量調査中間報告となります。先ほど説明させていただきました、5月、6月、7月、8月が黒色で示した月です。その他の4月、9月、それから10月から3月まで、赤色については今のところまだ測量をしてない状況でございます。

まず竹内浄水場水系、上池です。これは四半期ごとの平均として、4月から6月の平均の実測値の自然水流入量は2,482立方メートル、7月、8月の実測値の流入量は2,018立方メートルです。その下の令和2年度平均取水量は、4月から6月が2,097.8立方メートル、令和3年度の平均取水量は1,918.9立方メートルとなっております。また、7月から9月の令和2年度の平均取水量が2,017.8立方メートル、令和3年度の平均取水量は1,956.5立方メートル、あと令和2年度、令和3年度につきましては、10月から3月は、それぞれの平均取水量を示したものであります。

続きまして、峯阪池につきましては、4月から6月の平均、実測値の自然水流入量は7,608立方メートル、7月から9月につきましては、4,837立方メートル。峯阪池につきましては、4月から6月も7月から9月も平均取水量は0立方メートルとなっております。

続きまして兵家浄水場水系になります。まず別所池になります。4月から6月の実測値自然水流入量は2,557立方メートル、平均取水量は、令和2年度は1,313.6立方メートル、令和3年度は1,383立方メートルです。7月から9月の自然水流入量は2,121立方メートル、令和

2年度の平均取水量は1,774.1立方メートル。令和3年度の平均取水量は1,837.4立方メートルとなっており、10月から3月につきましては、それぞれの平均取水量を表しているものがあります。

続きまして、太田新池になります。実測値の自然水流入量、4月から6月の平均は1,340立方メートル、7月から9月の自然水の流入量は2,128.5立方メートル、令和2年度の平均の揚水量は1,201立方メートル、7月から9月は520.6立方メートル、令和3年度につきましては、4月から6月が1,356立方メートル、7月から9月は599.3立方メートル、あと10月から3月につきましては、四半期ごとの平均となっております。

最後に新庄浄水場水系でございます。南接合井の4月から6月の実測値自然水流入量は595立方メートル。令和2年度の平均取水量は630.6立方メートル、令和3年度平均取水量は558.1立方メートル、7月から9月の自然水流入量は1,561立方メートル、令和2年度の平均取水量は461.8立方メートル、令和3年度の平均取水量は403.5立方メートル、10月から3月まではそれぞれの令和2年度、令和3年度の平均取水量を記載しております。

最後に中戸新池でございます。4月から6月の実測値自然水流入量、1,181立方メートル、令和2年度の平均取水量が2,141.9立方メートル、令和3年度の平均取水量が2,346立方メートル、7月から9月の自然水流入量は、1,673立方メートル、令和2年度の平均取水量は3,853.8立方メートル、令和3年度の平均取水量は4,031.9立方メートル、10月から3月は、ここの令和2年度、令和3年度の平均取水を示しております。

以上でございます。

藤井本委員長 ありがとうございます。ただいま流量の調査の中間報告という形で皆さん方にお示しをいただきました。このことについて見方も含めて、今の説明の見方等も含めて、ご質問等ございませんでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 質問じゃないですけど、太田新池のところだけ、取水量の字が違うのは、間違いだけですか。何て読むんかよく分からないんですけども。これは揚水量、これはなぜここだけ違うもんなんですか。

藤井本委員長 お答えください。

杉本委員 ほんで、ちょっと、あと何かここだけ違うのが気になったのと、もう一つは今、実測で測られている数値と、令和2年度と令和3年度取水量と今、おっしゃったんですけども、これをどうなのという、今、どうなのということですよ。そこを詳しく。もう数値だけ見せられたら、例えば突っ込み出したらあれなんですけど、令和2年度、令和3年度より少ないところもあれば多いところもある。そこの捉え方というんですか、これをどう判断されているのか、これを統計を取ってどう判断されているのか。そこの感想というか、今、どういう状態ですというのをちょっと1回、今の段階でよろしいので、言っていただきたいと思います。ほんで、3か月区切りで区切ってもうてますけど、赤字で書かれている月は取れてないということでもんね、基本的には。ここはなくても大体この数字は変わらない感じなんですかね。何かこの前の話では、例年に比べて雨は少ないと言うてはったけど、この数値という考

え方でいいのかなと、この2点お願いします。

藤井本委員長 まずこの字の件からね。お答えください。

福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。

太田新池の平均揚水量につきましては、これは、弥宮池に上げている取水の量となっておりますという形で揚水量として表現させていただいています。

あと今、ご質問あった、平均取水量とそれから実測値ですねけれども、実際に平均取水量が、例えば別所池の平均取水量が、7月から8月が1,774.1立方メートルとなっております。自然水の流入量、これが、雨が降った水とかが、実際に今、それぞれ7月、8月、まだ9月は測ってませんけれども、7月測った流量として2,121立方メートルとなっておりますので、これにつきましては、自然水、実測値のほうということは、取水、ほかの自然水とは関係ない取水よりも上回っているという形なので、これは継続して取水はできるという判断の数字になるかなと思っております。

以上です。

(発言する者あり)

福森水道課長 少ないところ、中戸新池、それから南接合井につきましては、ほかの流量がありますので、これにつきましてはほかの流量、ここからの取水を増やすか、または、県水の受水を考えられるかなとは思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 ちょっと順にいきましょう。ほかに。

谷原副委員長。

谷原副委員長 ではちょっと幾つか質問させていただきます。吉野川分水の水がため池にも入っていると。ため池には自然水、河川からの水も入っているということで、水道水に使える水の量を正確に測ろうということで、今、この調査がやられているわけですがけれども、1つお聞きしたいのは、葛城市が利用しているため池は、今、弥宮池というのも出ましたけれども、これ、ここに載っているのは全ての池ではないですよ。例えばダブ池とか、山口の。それも載ってませんし、これはどういうことなのかということについて。抽出されて、この6つの、南藤井については接合井ですがけれども、5つの池を取り上げて出されたものなのか、それかやっていないのか、ちょっとそこを1つお聞きします。

2つ目は峯阪池ですがけれども、峯阪池につきましては、自然水の流入量がかなりあるわけですがけれども、ここでは全く令和2年度、令和3年度、取水はされていません。だから、この流入している水は使っていないと、全く使っていないという理解で、これはいいのかどうか、これは確認ですがけれども、この2点お願いします。

藤井本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず流入量、これ、記載してる以外の池、ため池につきましては、今、認可変更をやってる、水資源政策課との調整の中で認可変更をやってる中で、流量調査の必要なということ

で、上げさせていただいているのが上池、それぞれの池と、先ほど委員がおっしゃられました自然水以外の流入量が入っている池が、上池、それから別所池、太田新池、中戸新池、この4つは自然水以外のほかの流入量が入っていることで、それがどちらが流入量が多いか少ないかを試すためにこの4点の流入調査をしています。峯阪池と南接合井につきましては、これは水利権、これを取水するには水利権が必要となるために、実際の水利権を獲得するには10年間毎日の水量を測るために、これを流量調査という形で今回2か所上げさせていただいて、この合計6か所を流量調査ということで、これは県との協議の中でこの流量調査をする形で、認可変更も含めてやらせていただいています。

最後に、峯阪池の流入量ですねけど、これにつきましては、峯阪池から竹内浄水場まで、管が通ってまして、取水量につきましては、よっぽどの渇水があった場合にはこの峯阪池のポンプを据えていますので、そこから上げますねけど、ここ数年自体は取水はしておりません。この時期に実測値として、4月から6月と、それから7月から9月の自然水流入量がそれぞれ7,608立方メートル、それから4,837立方メートルとなっておりますけど、これは、農業用水、要するに農繁期の農業用水が流入した量となっております。農業用水として川から峯阪池に入った流入量が自然水の流量となっております。だから、10月から今度12月やったら、農業用の水量がここに入ってくる量はかなり減ると思われれます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 分かりました。幾つかまだご回答の中で、ちょっと不明な点もありますので、お聞きしたいんですけども、確認ですけども、この流量調査をやっているのは、自然水だけの池については、これはする必要がないと。今、やっているのは、要は自然水も入ってる、吉野川分水も入ってる、その池についての流量調査、これが4か所ありますよと。ほかの2か所については、水利権の設定ということが事業認可で必要になるので、そのために正確に出すためにやってるということでしたが、ちょっと僕も聞き漏らしたんですが、要は4か所と2か所、性格が違うわけですけども、どの池が水利権の設定の池、2か所、残りは言ってみれば農業用水も入ってるのあれなので、池の名前をもう一回、ちょっと聞き漏らしたのか、教えていただきたいのが1つです。

それから、もう一件ですけども、峯阪池については、さっき農業用水が入っているというふうにおっしゃいましたけれど、その農業用水は吉野川分水のことをおっしゃってるのかどうか。ここに上げてある、自然水流入量と書いてありますよね、峯阪池のところには。4月から6月までは7,608立方メートル、7月から9月は4,837立方メートル、これ、自然水流入量と書いてあったので、私は全く自然水流入量かなと思ったんですが、先ほどの説明では農業用水が入っているみたいなことをおっしゃったので、そこはちょっとよく分からなかったもので、教えていただけたらと思います。

藤井本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

水利権の設定につきましては、竹内浄水場水系の峯阪池と、それから新庄浄水場水系の南

接合井、この2か所が水利権の設定という形で別途水量を測るということになっております。さっきの峯阪池の自然流入量ですけれども、そこに入る岩谷川のほうに、自然水じゃなしに農業用水が岩谷川から流れて、そこから峯阪池に入るという形になっておりますので、自然水の流入量ですねけれども、岩谷川からほとんどの水が4月から9月の農業用水という形で流入していますので、実際の流入量としては、7,608立方メートル、それから4,837立方メートルという形で数字を入れさせていただいています。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 最初のほう、水利権を設定する部分と、それから農業用水と自然水が混ざっている。

その池それぞれどういう池かというのは分かりました。

2点目のところ、ちょっともう一つよく分からなかったんですけども、要は岩谷川から自然水を農業用水として取って峯阪池に入れていると。だけどそれは、要は水利権を設定せなあかんですよ。水道として使う場合は、水利権を持っておられる方と、その農業用水としての部分をこれだけ使うと。私が聞いたかったのはその農業用水の中に、吉野川分水、大和平野土地改良区の管轄の吉野川分水が入っているかどうか、農業用水とおっしゃったので、河川の水が農業用水で純粹に100%河川の水を農業用水として水利権を持っている方が使われておられるからそういう表現になったのか、ちょっとそこだけもう一回、すみません。3回目になりますけれども。

藤井本委員長 いいです。どうぞ。

福森水道課長 水道課、福森です。今の谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

自然水となっておりますけど、吉野川分水の水もそこには量は分かりませんが、入っていると思います。

以上でございます。

藤井本委員長 ほかに。今の質問なんやけども、峯阪池が自然水流入量と書いてあって、分水の分も含まれていますという答弁をしていただいてんねんけど、これ、皆さん分かりにくいやろうと思います。もう少し正確に皆さんに分かるように、どういう判断をしてこのような、こう書かれているのかです。自然水に、自然水という中に分水も含まれていると答えたわけやね。このところをちょっともう少し詳しく説明していただけないでしょうか。

福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

先ほどと同じ説明になりますねけれども、峯阪池自体は、岩谷川から流入していることになります。その岩谷川の上流に吉野川分水がありますねけど、その分水の水が一旦岩谷川に、その入っている量はちょっとこちらでは分かりませんねけれども、一部入った形で岩谷川に流れて、峯阪池に入る部分と、それからもちろん岩谷川の下流にもその水が行っているということの理解をしております。

以上でございます。

藤井本委員長 ちょっと私ばかり聞けない。私、聞けないので。

阿古市長。

阿古市長 この数字を見て、いやもうこれやったらこれでいけるのと違うのかなと一瞬思われるのかなと思いますねけど、まず峯阪池に入っている水自体は水利権を持っておりません、葛城市自体が。こちらのほうは、確かにため池ですので、水利組合はため池に入った水の権利というのはお持ちなんですけど、それはあくまで農業用として使うための権利でございまして、それ以外の使うための権利は持っていないということでございます。それと、岩谷川の水量、物すごい多いんですけども、それ自体は農繁期の吉野川分水が入ってきている上流で、当然のことながら、田に入れられて余分な水が流れてきてますので、それがほとんどであるという認識を持っております。ですので、実際問題として峯阪池のほうの水は使用はできない。今現状では使用ができないという判断をしております。一応交渉は実際にどうなのかということで、したんですけども、ほぼそういう結論になっておるところでございますので、峯阪池の流量の測定はしておるんですけど、これは将来的に水利権が獲得できるのかできないのか、10年間調べてできるのかできないのかというところの検証も含めた中での流量測定だどご理解いただけたらありがたいと思います。大体以上でよろしいですか。

藤井本委員長 ここでの流量調査をやっているという意味は分かりました。

ほかに質問ございませんか。

増田委員。

増田委員 調査をしていただいた中間報告ということでございます。私、この資料を見て、それぞれの流量調査はしていただいた。ところがこの資料にはトータルが出てないんですよ。私がこの調査の結論として欲しかったのは、足し算せいといたらそうやねけども、今、葛城市の自然水流入量とはどのぐらいあるもんか。それに対して、水道として供給されている量が、前年比でも結構ですけども、これぐらいだという数字を見ないと、全体像というか、水道の原水の量といいますか、それがちょっと見えないんですよ。これはあえて足し算されないのか、比較対照する意味ではそういう資料もいただけたら、足し算するような、比較するような、そういうデータの出し方というのが必要じゃないかなと思うんです。

先ほどからございましたように、私はこの自然水流入量調査というのはそもそも水道に使える水の量の調査をされるというふうに認識をしていたんですけども、いろんな要素の、水利権の設定してない水もありゃあ、どうも判断に困るようなデータなので、その辺、もう少しデータの資料整理をしていただきたいなというのは、ちょっと感じたんですけど。これはあえてですか、こういうデータの出し方というのは。

藤井本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの増田委員のご質問にお答えさせていただきます。

これにつきましては、先ほども水資源政策課、県との協議の中でと、それからあとももちろん大和平野土地改良区とのいろいろな協議の中で、自然水の流入量、それからその他の流入量、あとうちで量っている平均、それから、うちで取っている平均取水量も含めて、実際にうちが取水できる量を測定するために、その中で、認可変更の中で、その測定としてこういう数値を、今でしたら4つのため池につきましては5月から9月までを限定した形の数量を

測る、10月以降につきましては、自然水以外の流入はないということになってますので、そういう形で、5月から9月ということで流入量という形でこの3か月ごとに表示をさせていただいているところでございます。

以上です。

藤井本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。よろしく願いいたします。

増田委員おっしゃるように、市全体の使える水の量を当然把握するという資料はお示しさせていただきますが、今回お示しさせていただいているのは流入調査をやっているところにちょっと限定させていただきました。あとの流入調査をしておらない山口だったり、寺口だったりの池がまだ取水池として利用している池はございますけれども、その池につきましては、降雨量ですとか池に入る流域面積等を計算上求めた上で、幾らぐらいの流入があるのかというのを計測します。その作業を今現在やっているところですので、ちょっと最終的な資料をお出しするにはもう少しお時間をいただきたいと存じます。

以上でございます。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 部長のほうから、中間報告なので、こういう現在のそれぞれの取水池の調査のデータだけ出したけども、最終的には私がお願いしているような、委員会の資料としてふさわしい資料ですね、協議するのに。葛城市の水道を今後とも継続できるのかどうかという、そういうデータの整理の仕方というのは、今後最終調査終わった段階で、出していただけるということを部長からご答弁いただきましたので、確認をさせていただきました。分かりました。

藤井本委員長 ほかにないですか。

杉本委員。

杉本委員 増田委員おっしゃるとおりだと思って、先ほど僕が最初に聞いた、これでどうなんという話だと思うんです。この調査をやっていたらいいんですけど、2月に迫っている時期がありまして、その資料というのを僕はこの委員会で出てこなかったら、何の話してるか分からないんです。今、頑張ってるんですけど、それは分かるんですけども。僕が不安なのは、もう時間があんまりないと思ってて、その資料はいつ出てくるんですかという話なんですよね。前も同じことを言ったんですけど、これ、12月に出てきました、いけませんでした、じゃあどうすんのかという話をそこからするわけにはいかんでしょうと、僕、前も同じこと言ったんですけども、じゃあいつ出ていくのか、その資料は、今日出てくると思ってこれやから、どうなん僕は聞いているんですよ。前の協議会でも、多分今年は雨が少ないからという話、さっきもう聞いて答えなかったんですけども、それでどうなんですかという話なんです。いけそう、何ぼでしたっけ、水量。ちょっと忘れちゃったけど、そのカバーできる葛城市の水量は、そこまでありそうなんかなさそうなんかというのをそろそろ示さな、もう10月ですよという話をずっとしているんですよ、委員会ね。この数値を出されて、何を聞いたらええかも分からないんですよ、正直。増えているところがあるからこうしますとか、その説明も大して、感想も、だからどうなんですかという話を聞きたいんですよ。い

けそうですねか、いけそうじゃありませんなのか。頑張りますじゃなくて、何というんですか。10月でしょ、これ。前、僕、これ、全く同じこと委員長に言いましたけど、ほんでまた、次、委員会やるのはまた11月とかなんですか、またそこからほんならやるんですか。それはしゃあないことなんですかね。僕、これ、全く同じことを前回言いましたよ。

藤井本委員長 これについては冒頭に申し上げたように、議会のほうから委員会を要求、請求をしているわけです。その中で今、調査をやっているから答えが出ないんだと。今、杉本委員からございましたように。しかしそれを待っていても、もう後に迫ってる日があるわけですよ。それであるならば、今、5月から9月、流量調査をやられていると。もう半分以上やられているのであるから、中間報告という形でやっていただきたいという要請をして、今回やっております。ただ、あくまで最終的な量じゃないので、見込みというものですけども、おっしゃるように、最後決まってからというほうが、そりゃあ結論は出しやすいわけですけどね。

杉本委員 いつ出るかだけ、教えてください、じゃあ。それに合わせて委員長、即座にやってくれるんやったらそれでいいです。前も、早く出してください、それに合わしやってくださいね、9月中にやるんじゃないかとそれに合わせてくださいねと僕は言ったはずなので、だから出てこなかったら出てこなかったで、ある程度答え出してくださいねと僕は前言っていたはずなので。今日ほんなら、次いつ資料が出てくるのか、いけそうか、いけそうにないかは答えられへんかもわからないですけども、資料がほんならいつぐらいに出てくるんか、心の準備もありますので。委員長も、副委員長も段取りありますからね、10月もいろいろありますから。ちょっとその辺だけ大体の時期だけでも分からないですか。

藤井本委員長 流量調査の期間等、これは奈良県に提出せなあかんということで、奈良県と相談しながら、県と相談しながらやられているので、その期間、いつまでをやってというもう少し詳しく説明願えるでしょうか。そこまでにやらなあかんねんというところですね。

福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。

流量調査は今月中、あさって終わります。その後、この流量調査と、さっき部長がおっしゃった河川の流域面積に対する流量を、どちらの数字を採用するかということのを県の水資源政策課と、今、流量調査を終わりますので、10月に入ったら連絡を取って、その協議に入ります。その流量によって変わってくると思いますので、その協議が10月頭に協議をする予定になってます。それに基づいて全体の流量が判明した上で、実際の葛城市の認可に関わる取水量がどんだけになるかというのを今後決めていくことになると思います。

以上でございます。

藤井本委員長 今の質問で言うと9月末までに調査せなあかんこと。これはもう決まっていることやから、みんな理解してます。そのあと今、説明があったように、10月の初めに県と協議をするというんですよね。それで葛城市はこうなんだということのこの委員会での説明とか、いわゆる結果、今は中間報告だけでも、最終的な報告はいつできますかと、予定していますかと。

福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。

今後数字として出てくる、もちろん県との協議、それから県から国、国へ報告というか、その協議も含めますので、その分を含めまして、今のところはもうちょっと、10月中にできるかどうか、10月中なるべく早い時期に、させていただく予定はしております。

以上でございます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 ちょっと僕、あんまり分からないですけど、県、国ということと葛城市の水量って何か僕、別個のような気がするんですけど、一緒くたになるものなんですか。今、葛城市で調べているデータを出してくれたらいいだけの話だと思うんですけども。そっちのやつはそっちのやつでちゃんとやりゃいいと思うんですけども。葛城市内の自然水がどんだけあってという資料というのは、もう独自で調べていったらいいと思うんですけど、それはもうそれが終わってからじゃないと出てこないんですか。正式な判断というのは、こっちはこっちで正式な判断をしてもうたらいいいと思うんですけども、今、これ、県域水道のことについて話し合っているわけで、調べるのはちゃんと調べてもうたらいいいと思うんですよ。でも葛城市内の県がこう言うとかじゃなくて葛城市の中の部長、課長が調べた結果というのをやるのが普通なんかだと僕は思うんですが、一緒くたなるものなんですかね。それを待ってたらまた、10月中になって、11月ぐらいということですか、委員会でその数値が分かってきて、話し合えるのがと。分からないです。無理やったら無理でいいんですけど、僕は、僕やったら葛城市内の水量を調べて、今、やっていることも全部数値化して行ってやったら、別に県と国の判断なんか仰がなくても葛城市内の水量はこんだけですよというのを言っていったら、ここで議論すればいいだけの話じゃないのと思ってるから、早くやったほうがいいんじゃないのと言っているだけなんですけども、答えられる範囲でいいんですけど。

藤井本委員長 部長答えませんか、今の話。県と話し合いをせなあかんということなんでしょう、その時間がかかりますよと。9月末で調査が終わるから9月末で終わったらすぐにもう皆さん方に報告できますというものじゃなくて、そこから県と話し合い、協議をせなあきませんねんということが今、問題なっているねんけども、その辺について、課長と違って、部長。

井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。

ちょっと今のところ、10月末とか11月の初めにお示ししますという断言はできないんですけども、確かに県の協議の中で認可変更の変更図書に書く数字というのが、確実に取水できる量を記載することになります。ですので、取水実績をもってそれを確実に取れる量とするのか、あるいは渇水時期を含めた、もうぎりぎりのところでの数字というのは、すごい小さい数字になるかと思うんですけども、その辺のどういったところで数字が落ち着くのかということの協議に入りますので、ここ数年の取水量の実績だけをもってそれを認可図書に記載はしないということになります。その協議を進めてまいるのが10月からということですので、すみませんが、できるだけ早い時期にお示ししたいと存じます。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 ご心配いただいて本当にすみません。あくまで今のは申請するための数字の話ですので。

ですので、またそれとこの委員会でご議論いただく数字とはまた別のものなのかなと考えております。もうその認可を受けるに当たってはかなり厳しい数字で認可を受ける必要があると。それは協議の中で実際に測定したものがそのまま利用できるかどうかというのは別ですよというのが多分部長の答弁やと思います。このデータは中間報告と申し上げているんですけども、実はもうこれを見ていただくと明らかなことが見えるのかなと思います。ほかのところからの取水といいますか、水の部分やというのは変わらないということを前提にしますと、今、申し上げている本来の飲料用水として使えない部分についての疑義がある部分の池について、流量測定 of データをお出ししております。これを見ますと、例えば竹内浄水場、兵家浄水場につきましては、ほぼいけるのかなあという認識を持っております。ただ、こちらが一番下の新庄浄水場系の、この4月、5月、6月、7月、8月、9月、これの6か月間の1日当たりの取水量と流入量との差は、もう単純に掛ければ、その部分が今までの部分でまた購入をしなければいけない部分になるという認識を持っておりますので、あくまでこれは中間報告ですけども、掛け算をすれば、その量というのはほぼご理解いただけるのかなと思います。ただ、あくまで今の時点でその数字をお出ししていないということは、中間報告であるという、図書に載せる数字とはまた変わりますので、あくまで中間報告という形でこのデータをお出ししているというところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 いいですか。怒りませんよ。

杉本委員。

杉本委員 怒らなくて言いましたね。だから僕は、その数値が出てから委員会しましょうと言ったんですよ。これ僕、前言っていますよ。だから委員長、怒ったら駄目ですよ。今日出てきて、これはそれを出してほしいと言われたら出さざるを得んけど、今、市長おっしゃったとおりじゃないですか。掛け算して足し算して、数値出して行ってそれを委員会で報告しましょうのほうが早いでしょと、僕は前思ったから言うただけなので。ほんで、ほかでも話し合うことがあるという判断で委員長は多分今日委員会を開催されているので、ここだけ言ったらちょっと僕は失礼になるかと思うんですけど、僕は前言ったから、ちょっといらっとして言っちゃいました。次は、この数値を掛け算足し算して、葛城市に当てはめて、今、市長おっしゃったじゃないですか。認可とこれは別でしょ、多分。僕は別だと思ってます。最終的には一緒になるんでしょうけども、そこを話し合うことを大前提に前8月23日にやったはずなのにと思っちゃってものをしゃべっていますけども、だからできるだけ次、その数値が出たら、それこそ早く敏速に委員会を10月中にもできるんやったらすぐやっていただきたいなと思います。

以上です。

藤井本委員長 今の申出というんですか、それはちゃんとできてからというお話でございます。これは2つの私考え方あると思うんです。出てから、もう全て出てから議論しようという考え方と、今やっている中間報告はやっぱりすべきだという考え方。私自身は、中間報告で皆さん

にある程度の傾向というものだけでも知っておいていただけたらと、これ非常に大事な問題ですので。ただし、傾向を知ったかて、傾向が分かったところで、答え出えへんやんかと、これも事実であります。こういう傾向の話をしている中で、同じするのであれば、先ほど増田委員からございました、全体を今度出してくれとか、いろんな意見も出てきょうかと思えますので、ここのところら辺は、意見も承っております。これ以外でもないということも分かっていたらいいし、怒っていませんので、ご容赦いただきたいと。

杉本委員 1個だけ、今年雨が少なかったんか多かったんかを。

藤井本委員長 答えていませんね。一番最初に杉本委員聞かれたんですけども、この数字、前のお話の中で、今年は当初雨が少なかったということで、雨が少ないということは流量が少なくなるわけですね。その辺のところ、お答えいただけないでしょうか。

福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。

流量につきましては、5月、6月に梅雨は入りましたが、2週間ぐらいで梅雨明けしたので、6月7月と流量、少ない状態は続いております。8月、9月につきましては、今月につきましては、ある程度の雨の日が多かったということで、去年の9月、ちょっと調べてないですけど、ある程度の雨の量が多かったとは認識はしております。8月につきましても、通常の8月よりは量は増えていると思えますけれども、6月、7月はかなり去年に比べて、降水量が少なかったと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 いいですか。ほかに。

谷原副委員長。

谷原副委員長 杉本委員との関連にもなるんですけども、私たちが気にしてるのは、この県域水道一体化調査特別委員会というのは、要は県域水道一体化計画に参加して、広域水道企業団に葛城市が参加するということにするのか単独経営で行ったほうがいいのかと。その場合、広域水道企業団に入ると葛城市は、単独経営するよりは統合よりメリットがないのでセグメント会計すると。入る場合はセグメント会計、単独でいった場合はどうかと。その場合にこの水量の問題が出てきたわけですね。私、ちょっと気になっているのは、11月に最終報告が出ますよね。奈良県広域水道企業団設立準備協議会が基本協定と基本計画を出して、それを基に我々は判断するということになるわけですね。その際にこの流量調査が影響するのかわからないのか。つまり、我々は単独シミュレーションを持っていますよね。それを見て、こういうことだろうなと。ところが今、流量調査をすれば当然自己水の量が変わってくるわけですから。そうすると、これまでのシミュレーションが異なってくれば、当然判断の材料のことも異なってくるので、それがちょうど11月とかいうふうになるので、一体この日程でどうなのかということが知りたいんですよ。だからもう図書だけやったら図書だけで関係ないんだけど、実際に選択するときこの流量調査の結果が出なかつたら、我々判断がちょっと難しいことになるので、一体そこがどういう関係になっているか、これまでの資料でとにかく進むんだという理解でいいのか、いやいや11月頃に再度この流量調査を基に、新しい単独シ

ミュレーションのデータを基に判断していくということになるのか。そこはちょっと分かりませんでしょうか。ちょっとそこだけ確認したいと思います。

藤井本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

今、流量調査をいたしまして、県水が、今まで、今年まででしたら、県水が100万トンという受水量、自己水が350万トンとなっていますけれども、この流量調査によりまして、県水の量が増える可能性があります。それに対しまして、単独でいった場合に、県水の用水供給単価が、これが今、こちらのほうからも財政運営部会にも、私が財政運営部会に所属しますが、そちらのほうにも、早くもちろん用水供給単価、要するに単独でいった場合の、企業団に入った場合の令和7年度からの県水の用水供給単価を、案でもいいから示してほしいという話はしますけれども、今のところまだ、申し訳ないですけどゼロ回答という形になっています。先週も財政運営部会の担当者に連絡はさせていただいています。うちとしても、セグメント会計になりまして、ずっと県水はいただくということは、セグメントになっても県水の単価は必要になってきますので、その要するにセグメント会計の県水の単価、それからうちのセグメント会計の、要するに財政シミュレーション、これも示していただかないと、葛城市の方向性が決まらないことは、県のほうにはもちろん伝えてますねけれども、今のところ、財政運営部会が先月の8月31日に開催されましても、その中でも、その用水供給単価、それからセグメントの財政シミュレーションが示されておりませんので、今後県のほうに対してはもう一度お声をかけさせていただきまして、早急に財政シミュレーションの作成とそれから県の用水供給単価を示していただくように働きかけを行っていきたいと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 11月に出るかどうかいいうところでは非常にもうせっぱ詰まった段階でこういうことになっているということですが、1月か2月には、最終的に決定することだからその間にもうばたばたとなるのかなというふうな気が今、いたしましたけれども、できるだけ早く分かり次第、とにかく議会での審議がきちんとできませんので、そこはよろしく願います。

藤井本委員長 ほかに。

西井委員。

西井委員 中間報告ということでこの資料を見せていただいているわけですが、この資料も確かにまだまだ勉強する必要性はあると思いますが、ただ県域水道一体化についてどうするかこうするかという、これについての判断は本来、まだ中間報告的な書類やから、市長自身まだ判断でけへんと。その判断の中で、どちらか判断された中で我々は審議しなければならないと。それまでの資料と私は認識しているわけですが、中間的な資料の中で、将来的にどのように、市長はまだそこまで答え出えへんかどうか。その結果、我々が決めるんじゃなくて、市長が決めた方向に我々は審議していくと、これが順番やと思っております。我々が一体化に参画せい、またはしないと言うより、最終的な事業推進は市側にあると、その中で審

議をするという立場とっておりますので、そのための資料を今まで出してもらっているというふうに私自身は理解しておりますが、今の時点で、これ、中間発表ということやけど、市長の思いとしては、どの方向か、まだその判断が十分つかないんか。また判断がついたときにはどちらの判断であろうと、まずは議員も十分納得できるような形の中で判断されたいと思いますが、その辺どのように思われてるか、ちょっとご答弁をお願いしたいと思います。

藤井本委員長 阿古市長、答えれますか。

阿古市長 特別委員会を設置していただきまして、この問題というのは非常に大きい問題やと認識を持っております。ですので、全ての情報を共有するという意味で、中間的に皆さん方に情報提供をしております。最終的な判断するまでにはもうしばらく時間がありますけども、これが、県の協議会の中でもまだいろんな確定できない状況がまだあるというのが現実でございます。特に、奈良市等の問題がありましてから、急激な変化がまた起こる可能性があるということを考えますと、このデータ自体が、今回の、これは後でまた事務方のほうが説明しますが、資料4、こちらのほうが一番分かりやすいデータなのかなと思うんですけども、そちらのほうのデータにつきましても、従前の県からの供給単価を前提としたシュミレートしております。ですので、その供給単価が、多分確定するのはかなり難しいと思います。というのが、実際には本来は企業団が出来上がってから多分協議になる案件であるのかなと、確定するためにはね。でもそれを事前の協議会の中で確定するという作業はかなり難しい作業になるかと思っておりますけど、その作業もやってくださいと。それとセグメントにつきましても、セグメント会計と言いながら、こちらが単独で供給、水道料金等の事業そのものを運営することができませんので、ですので、そちらのほうも県域水道のほうで出してくださいという要望を常に出しているんですけど、なかなかその結論に至っていない。ですので、かなり、何と申しますか、ご苦労されているのかなと。特に奈良市の問題があつてから特にご苦労されているのかなというのが、時間的なずれが生じてきているということやと思っております。情報が入り次第皆さん方と情報共有をし、最終的な結論をできるだけ早い時期と申しますか、もうその日程はほぼ決まっておりますので、その日程に間に合うように皆様方にお示しできるのかなという思いでございます。もしそのデータがそろわなければ、これはもうこちらのほうで、ある種、推測の中で判断をする可能性もゼロではないのかな、それぐらい、県域水道の、何と申しますか、その協議自体が難航と申しますか、苦戦しているという現状やと思っております。大体答えになりましたですか。全力で頑張ります。

以上でございます。

藤井本委員長 西井委員。

西井委員 なかなか答弁しにくいところを的確にされたということで理解しておりますが、ただどのような判断であろうと、それはやっぱり市民のためということで、お互い議会陣も、また理事者側もどちらのほうが市民のためになるかと、そういうことの中で判断されるときには、どのような理由で、我々も市長の考え方自体に、当然市民のためにこれはなるやろという答えを出してもらった中で討議しながら、方向性を決めさせてもらいたいと思っておりますので、どうか十分、県域水道一体化と、また十分いろんな要望までつけられて、葛城市、また

価格だけでなく安定供給というふうな問題もあると思います。安いに越したことはございませんが、ただ、安定供給も含めて、断水の起こらないまちにするにはどうしたらええかということも含めて、いろいろと長期的なことを考えながら、方向性を報告してもらえて、まずそれについて議論をさせてもらいたいなと思っております。それまでに議論する資料としては、十分いろんな資料を提出してもらうことをお願いしておきます。よろしくお願ひします。

藤井本委員長 いいですか。ほかに。

増田委員。

増田委員 今日までいろいろと特別委員会で私も発言させていただきましたし、各委員の方からもご意見ありました。市のほうからもいろんな報告をいただきました。私、2つの方向から調査が必要なのかなというふうに感じてます。

1つは、県域の企業団のシミュレーション、経営は今後30年間、この資料にもありますように、どのように価格が更新、施設の更新も含めてどういうふうにやっていくのかというのは、いろいろとデータに基づいて報告をいただいています。一方、葛城市が今後、この経営を継続するための調査、自己診断、これを委員会ですっかりと把握をしておかんと、選択としてはどちらかという選択の時期にあると思うんですけども、あんまりその県の示していただいたデータ、シミュレーションというのはそれはそれとして、県の企業団がやられる方向性ですので、それはしっかりと比較対象として把握する必要があるけども、一体私らのこの水道事業というのは、今後安定的に自立した事業運営が継続できるのかという安心材料といえますか、調査に基づいた根拠を確認する必要があるのかなと。そうじゃないと、向こうのほうかといっても比較するのにこちらの実態が把握できてなかったら、それができないような気がするので、ちょっとその辺、2つに分かれて、今日の資料もそりゃ、自力調査というふうに私に感じているんですけども、自力調査の一つかなというふうに思うんですけども、これでどういうふうなことが分かったのかと。中戸新池については、農業用水の流入が入っているんで、この分は自力の数量からマイナスカウントになると、こういうふうな判断かなと思うんですけども。ちょっと先ほど私、市長の水利権の設定というお話を聞いたんですけども、この大きな数字の水を、当てにできるというか、葛城市の水道として今後水利権の設定が可能なんかどうか。使えんのか使えないのか。使えない水なら、この表に入れていただくこと、ちょっと私の頭の中で混乱を来しておりますので、一体この水とはどういったもので、将来的にどういうふうな使い方が水道事業として運用できるのか、それを改めてちょっとお聞きします。

藤井本委員長 峯阪池の分ですよ。それは先ほど市長、分かりやすくご答弁いただいたと思うんですけど、市長が答弁いただいたと思うんですけど、今の質問に対してもう一回、できないですか。

阿古市長。

阿古市長 先ほどある程度のことをお話ししたんですけども、この水利権というのが、私も本当はこの数字見たときに、峯阪池の水を使用できればもうかなりも余裕が出てくるなという感覚を

持ちましたので、これが水利権がどちらにあるのか、確認しなさいという作業をまず指示しました。それで返ってきたことといたしますのが、例えば山麓の高いところにある水につきましては、水利権自体は県等は持っていないということでございます。ただ、平たん部に行きますと、川を流れてきますので、そうしますとその水利権は私ども、もしくは水利組合が持っていないということになります。それで、いや峯阪池自体はため池ですから、当然そのため池から水をお使いになる農業者の方は権利があるでしょうという話をしました。確かに権利はあります。それは農業用水としてお使いになるための権利であるという、一応返答をいただいております。ですので、一旦その権利が発生する川を、うちに権利がない川を流れてきて入った水については、最終的な権利といたしますか、農業、水利組合が持っている権利というのは確かにあるんですけども、それを例えば葛城市のほうに水として売るといった権利は持っていないということでございます。ですので、その辺も含めまして、何とかならないのかということも、10年間データを取って、それについてまたやれば、1つの工夫ができる可能性もありますので、一応データとしては取っておりますので、このグラフには、グラフといたしますか表には載せておりますけど、取水量自体はゼロで入れておりますので、影響はないのかな、単に流入調査だけをしているというデータであるのご理解をいただければと思います。

それと先ほど申し上げたのは、この水量が非常に大きいということにつきましては、特にどういう理由があるのかといたしますと、上流部で分水の水が放流されたときに、その水がかなり入っているであろうというのは考察したところの結果でございますので、単純に考えますとなかなか難しい水なのかなとは思いますが、諦めることはなく、将来的にもしということがあれば利用できる可能性もありますので、流入調査をさせていただいているところでございます。ちょっとお答えになったかどうか分かりませんが、いろんな交渉の中で、確認の中で、今、ほぼ結論ではないんですけども、そういう方向性が見いだせたところの答弁となります。

以上でございます。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 非常にこの調査、水道事業認可変更に係る水量調査の対象としては、このため池を調査の対象にしたこと自体、私、初めから、この調査、混乱するだけやったのかなという、結論的にね。自然水流入量と書いているんですよ。日本語的にはどう見たかて、私、あんまり国語得意じゃないけど、自然水流入量と書いてあったら、農業用水と書いておいてくれはったら初めから理解できるけど、こういう書き方をされたら、いやいや半分は自然水流入量やけれども、半分は農業用水になっているという体質のものであるというふうなニュアンスのお話だったら分かるんですけど、こういう表現されているのでね。どうしても、市長も感じられたように、これの1割なり2割なり3割なりというものを今後の自己水としての源流にカウントするのであれば、先の見通しも立つのかな。この不安材料も、下にある、差が出ている中戸新池の水量を賄うだけのカバーは、上の部分でできるのかなという解釈もしていたんですけど、分かりました。これは別格やと、あまり数字、葛城市の水道事業に使える水の量に現

段階では参入できない要素が強いと、こういうふう理解をしました。そんでよろしいな。

藤井本委員長 当局は、そういう理解でいいですか。私もそのように理解していますが、それでいいですね。

(発言する者あり)

藤井本委員長 水道事業の認可変更に係る調査ではないということですよ、調査しているけども。阿古市長。

阿古市長 これは将来的に、水利権設定がもしできたとしたら、活用できる可能性はゼロではございませんので、あえて流量調査をさせていただいているということでございます。先ほどもそう答弁したと思います。

以上でございます。

増田委員 私、何でこういうところをこだわるかという、この水道事業、30年先の話なんですよ。30年後堪えられるのかとか、堪えられないとかというふうな判断をするデータの一つやと思うので、将来的なことを考えて、今、市長おっしゃられたように、そういうふうな可能性があんねやったら、それはそれでちゃんと当てにする水やと思うんですけども、先ほど、さきにあったようなお話ですと、いやいや農業用水やから、これは水道と現段階ではというふうなお話なんですけど、将来的なことを考えれば可能性は十分にあるというふう理解をしますというて言うているので、そんでよろしいですかということで、ご答弁いただいたのでね。そういうことです。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ちょっと今、聞いて私こんがらがってきて、確認だけさせてください。今のこの峯阪池、将来的にということで、今この調査の中では、あまりここは考えないほうがいいということやけど、もし将来的にこれを使ったら、県水、その分が増えてしまうので、もし統合後にこれを使うといった場合は、県水の購入量増えるから、単価に影響してくるんじゃないですかね。もしこれをもう最初から当てにするのであれば、違うかな、この考え方違うんですか。ちょっと私、その辺がよく分かってないんです。だから今現状この峯阪池のところには流量、水量が多いのは、多分に県水が混じっているからという説明だったじゃないですか。違うんですか。分水。そういうこと。分水と県水はまた……。

藤井本委員長 違います。

奥本委員 違うんですか。私の勘違いでした。申し訳ないです。結構です。

藤井本委員長 この件はもうこれでいいですか。ただ私のお願いだけでも、10月以降に、ここの調査するのであればね、分水が止まってからの数字というのは分かるんやったら、それは分水以外の分が入っているということやから、分かりやすいので、今、市長が抜きますわと、このようにおっしゃったけども、意味は分かりましたので、将来的なところで、これを測ってんねんということ、10月以降になればそれは自然流水やと。なので、あえて抜かなくて結構でございますので、よろしくお願ひします。

この件ほかないですか。

横井委員。

横井委員 前回もちょっとお願いしたのですが、データが非常に粗っぽいのです。簡単にどこら辺が粗っぽいかなんですが、自然水流入量ということで、上から6個のセルをデータとして見ていただきたいのですが、見ますと、4月、5月、6月と7月、8月、9月のデータはセルから見ると、10月、11月、12月などと、例えば実測値、自然水流入量、上池ですね。これは下、マイナスになってますね。峯阪池でしたら、またマイナスですね。そして次、別所池はマイナス、あとの下3つはアップですね。つまり相関関係からいうと、この上3つは逆の相関ですね。負の相関ですね。逆に対してこの太田新池から見ると、この下3つ、正の相関ということで、データのかなり粗っぽいのです。これは恐らく季節間変動とか、今おっしゃられたように吉野川分水の影響も予想される因子だと思います。ですから、今度できましたら、これを4月、5月、6月の平均とかじゃなくて、4月、5月、6月のデータが欲しい。そうすると、もっとデータを解析できますので、今、かなり粗っぽいデータなので、正の相関が3つある、逆に負の相関が3つある。これではデータのちょっと解釈しにくいです。特に、前回も言いましたが、バラつきの因子がないです。平均ですから、エクスペクトではなくてシグマが欲しいぐらいのデータが欲しいです。そうしないと予想を立てるのが難しいということで、これはお願いなんですけども、次は、4月、5月、6月、7月、8月と、月ごめのデータを見せていただきたいのです。お願いいたします。

藤井本委員長 ちょっと私も勉強不足で申し訳ない。今のご質問があまり分からないんですけど、月ごとに出せということですか。

横井委員 要するにセル、データが6か所あるわけですね、セルが。この上池から、峯阪池、別所池までが見たら負の相関ですね。ところが太田新池から見たら正の相関ですね。本来なら自然水という考え方から見たら、同じ山から出てくる水に対して、なぜ片方がプラスで片方がマイナスなのか、この辺が理解しにくい。恐らく季節間因子とか吉野川分水とか、何かほかの因子が入っているのではないかと思うんです。それを知るためにもっと詳しいデータが欲しいと。何かデータがちょっと粗っぽい。これで解釈するというのは難しいということです。

藤井本委員長 ちょっと言葉が浮かびにくいんですけど、もう月ごとに出したらいいということですか。これは中間なので、完成のときは分かりやすく出せるのであれば月別に、もちろん出せるだろうと思いますが、出してください。

ほかに。

柴田委員。

柴田委員 今、この委員会は調査特別委員会ですので、理事者側から出していただいた数値とか協議の進捗状況をお聞きして、それでいろいろ私たちが判断したりとか質問したりする委員会だとは理解しているんですけども、また同時に議員として、市民の声を反映させるべきではないかなというふうに私は考えておまして、市民の方々から、市民への説明会はいつしてくださるんですかということをよくお聞きするんです。それで、いろいろ判断材料とかがまだそろってないということですので、今現在、いつだったら市民の方に説明できるかというのを、大体でいいですので聞かせていただけますでしょうか。

藤井本委員長 今の件、今は中間報告のみで、次のところで、次というか最後で、またそういう話も

と思っていたんですけど、出ましたので、今、中間報告出たという段階ですよ。先ほどから最終の報告はいつやというようなお話もしてる中で、確かに市民に報告をしてくださいという要望も受けているわけですね。その辺の、いつというのは言えるのか言えないのか、考え方等お示してください。

藤井本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 ありがとうございます。上下水道部、井邑です。

市民の説明会は当然やらなあかんという認識は持っていますけども、ちょっと今のところ、いつ頃になるという明言は避けさせていただきたいと存じます。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 ありがとうございます。非常にやっぱり市民の皆さん方興味をお持ちなので、おっしゃる意味は分かります。データ自体は、今、皆さん方にご提示したものであればいつでも多分できるのかなと思います。ただ不確定要素があまりにも大きくありますので、それを果たして市民の皆さん方にお伝えすることがいいのかどうか。1つのデータが変わりますとその結論といいますか、方向づけもかなり変わります。先ほども申し上げましたように、急激な変化が起こる可能性がある状況の中で、例えば今現状ではこう考えていますと言ったときの話が、もう前提が覆るような可能性もありますので、ですから、その辺を考えますと、果たしてどうなのかな、安心を与えられるのか、逆に不安を与えてしまうのか、非常に難しいところがございます。ただ、この特別委員会を開催していただいておりますので、皆さん方は市民の代表として出てきていただいておりますので、市民の皆さん方への説明というのは、ある種皆さん方に説明することで、その義務というのは、最低限果たさせていただいているのかなという思いがあります。一定の方向性が出まして、皆様方のご了解がいただければ、市民皆様方への説明会を開催させていただくのが一番いいのかなというような感覚は持っておりますが、またいろいろご意見をいただいた中で、いやそうじゃなくて、これのほうがいいですよというような全体のコンセンサスができましたら、またその時期を考えさせていただきたいと、方法を考えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 よろしいか。

柴田委員。

柴田委員 市長のお考えとか、いろいろ理解しているんですけども、市民の方と、今、私たちがこうやって協議しているところに、ちょっとやっぱり乖離がどうか、もう接点が全然ない状態が、見えない部分が多いということで、急に覆ったりすることもあると思うんですけども、その過程とかも大事ではないのかなというふうに私も考えますし、市民の方にも理解は得られるかなと、急に変わったとしても理解は得られるのかなと思っております。分からないから不安ということもあると思いますので、その辺りはちょっと考慮していただいて、今の時点で言える範囲で言っていただくのもあるのかなというふうに私は考えておりますので、よろしく願いいたします。

藤井本委員長 ほかに。

松林委員。

松林委員 このデータの見方なんですけども、池が6つほど書かれとって、峯阪池というのはもう取水権が葛城市にないということで、ここは除外ということで。あと流入量に対して、平均取水量という、この取水量というのは水道水の量として使われた分の量ですよ。ここら先ほど増田委員も言われたように、このデータを、この池を個々にデータを出してもらうよりも、やっぱりトータルで県水、自己水の量を明示してもらうほうが、やっぱり委員会としては、判断しやすいかなと思う。こういうばらばらな、出されると非常に判断しにくいと思います。今後データ出していただけるときにはもう少し分かりやすいように、ちょっとまとめていただきたいなど、このように思います。

ほんで僕、いつもセグメント会計のことを言うんですけども、セグメント会計にした場合に、具体的な財政ルール、対応方針について基本締結時までには他の関係団体がこういうふうには決定すると、もう来年の2月までにはもう決定せんといかんで、セグメント会計にした場合に、どこまで料金を安くしてもらえるんやとかそこら辺のところも含めて、実態が見えてこないんです。県の中でいろいろと協議もされる中で、セグメント会計にした場合どういうふうな経営体系になるんか、そこらのところが見えてこない。全然、判断に困るんですよ。そこらのところもしっかりと、セグメント、具体的には、独立採算制やけど、どこまで自分たちの経営ができるのかね。料金体系はどこまで安くしてもらえるんかね。そこらも明確に交渉というか、しっかりと確認をしていただきたいと、ちょっとお願いですけども、そこをお願い申し上げます。

以上です。

藤井本委員長 いいですか、お願いだけで。

ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 活発にご議論いただいております。残りあと3つの項目がございます。

次に、奈良県内の12市の経営状況についてということに入りますけども、ここで約1時間半たちましたので、15分間休憩をいたします。午後3時10分に再開をいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時57分

再 開 午後3時10分

藤井本委員長 休憩前に引き続き会議を進めます。

次の協議案件2番に、奈良県内12市の経営状況について、理事者より説明を願いたいと思います。

福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。

それでは、2番目の経営分析比較表につきまして説明させていただきます。資料2、A4の横の分とそれから資料3のA4縦3枚の分を用意していただきたいと思います。

それでは、経営分析比較表につきまして、まず資料に書いてあります経営の健全性及び効

率性につきまして説明をさせていただきます。

まず、1番目の経常収支比率につきましては、法適用企業に用いる経常収支比率は、当該年度において給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標となっております。算出方法につきましては、分子である経常収益を分母である経常費用で割ったもので、パーセンテージで表しております。

次に、2番目の累積欠損金比率につきましては、営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補てんすることができず、複数年度にわたって累積した損失のこと）の状況を表す指標となっております。算出方法につきましては、分子である当年度未処理欠損金を分母である営業収益－受託工事収益で割ったものであります。

次、3番目の流動比率につきましては、短期的な債務に対する支払能力を表す指標で、分析の考え方は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等があるかどうかを示している指標でございます。算出方法につきましては、分子である流動資産を分母である流動負債で割ったものであります。

次に、4番目の企業債残高対給水収益比率につきましては、給水収益に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表しています。算出方法につきましては、分子である企業債現在高の合計を分母である給水収益で割ったものであります。

次に、5番目の料金回収率。料金回収率は、給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標で、料金水準等を評価することができます。算出方法につきましては、分子である供給単価を分母である給水原価で割ったものであります。

次、6番目の給水原価ですが、給水原価は有収水量1立方メートル当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標であります。算出方法につきましては、分子である経常費用から、受託工事費、それから材料及び不用品売却原価、それから附帯事業費の合算額から、長期前受金戻入を差し引いたものから、分母である年間総有収水量で割ったものであります。

次に、施設利用率。施設利用率は、一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標であります。算出方法は、分子である一日平均配水量を分母である一日配水能力で割ったものであります。

次に、有収率です。有収率は、施設の稼働が収益につながっているかどうかを判断する指標であります。分析の考え方は、100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されていると言えます。算出方法につきましては、分子である年間総有収水量を分母である年間総配水量で割ったものであります。

続きまして、老朽化の状況の分でございます。9番目の有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示しております。算出方法につきましては、分子である有形固定資産減価償却累計額を分母である有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価で割ったものであります。

次に、管路経年化率。管路経年化率は、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を示す指標

で、管路の老朽化度合いを示しております。算出方法につきましては、分子である法定耐用年数を経過した管路延長を分母である管路延長で割ったものであります。

最後に管路更新率。管路更新率は、当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できます。分析の考え方は、明確な数値基準はありませんが、数値が1%の場合、全ての管路を更新するのに100年かかる更新ペースであることが分かります。算出方法につきましては、分子である当該年度に更新した管路延長を分母である管理延長で割ったものであります。

以上で簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 これも質問多かろうと思います。今、奈良県内12市の水道事業の経営状況ということについて、理事者より説明を受けました。このことについて質問ございませんでしょうか。

西井委員。

西井委員 この資料回収になってますねけど、私だけかもしれないけど、頭悪いねやな、この場でこれ見て、回収されて、理解できへんと。それから、もうちょっと、会議すんのやったら、この資料をすぐ見てどうやこうや言うより、ちょっと頭に入れるために、これ、回収資料にならないようにしてもらわなかったら、ただ、これがひとり歩きしたら加減悪いんやったら、その辺は、議員各位で理解してもらって、一応これは回収じゃないようにして、今すぐこの話出てきて、俺だけやと思うねけど、頭のええ人はすぐ質問できるかもしれん。この内容の中で、今出てきたところで、質疑というより内容を説明してください。先ほどからも話が出ているように、まだどのような結論も出ないから、だから参考資料で説明を教えてくださいんやったらともかく、これで議論をするとしたら、ちょっとこのままでは議論できへんから、この資料自体は回収じゃなく、外してもらって、勉強した中で、また教えてもらいたいことの場をつくってもらいたいなと私は思います。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 資料を一旦ファイリングして、主に中間報告でお渡ししています。先ほどあったように、不確定な部分あるのではということでも回収としていますけども、この部分について不確定じゃないという分がありますから、一旦回収しますけど、今の申出はお聞きしておきたいというふうな。

西井委員 ただもうこの分、全体的に不確定やということを知っているから、表に出したくないという意味で回収になっていると。これはもう理解しておりますので、回収するんだったら、もうこの全体の資料として、見せてもええ資料を出してもらって、不確定の中でやったら、これ、会議で質問したかて、不確定違いまっせという話になると違うかなと。確定したときの話し合いの中で、それまでの資料で、中間報告的な資料として預かりたいなと私は思っておりますので、ちょっとその辺、委員長よろしくお聞きしたいと思います。

藤井本委員長 受入れしたいと思います。

ほかに。

谷原副委員長。

谷原副委員長 せっかくなので2つだけちょっとお聞きしておきます。

1つは、経常収支比率というのは一般会計と違って、水道事業会計の場合は経費と利益の

比率を出しておりますので、高いほうはもうけているというたらあれですけど、経費以上に利益が上がっているということなので、葛城市は大変高い。117.45%で、天理市に次いで2番目ということでもあります。これは全ての市町村が100%を超えていますので、利益が上がっているということだと思えるんですが、料金回収率を見ますと、料金回収率というのは水道の原価に対して売値を比べたものですよね。だから葛城市は原価が低くて、売値がそれに対して高いので料金回収率が112%と、天理市に比べて2番目に高いと。ところが、桜井市、五條市、御所市、御所市なんか69.78%だから、ちょっとよく分からないんですけど、水道の原価よりも売値のほうが安いという理解でいいわけですよね。要は供給単価を給水原価で割った数字ですから、逆転しているのはそういうふうに理解して思うんですけど、なのに、経常収支比率が、黒字となっていると、これらの市町村。これはどういうことなのかということが、ちょっと教えていただきたいのが1つ。

それから2番目は管路更新率です。これがずっとこの間、水道管の給水管、配水管は非常に老朽化しているじゃないかと。ところが管路経年化率というのは、老朽化は葛城市は非常に少ないと、低いと。7.48%で奈良市などに比べると大変、老朽化はあまりしてないと。老朽管の数が少ないということからなのかもわかりませんが、なぜ管路更新率が0.44%にとどまっているのか。ほかは1%を超えてるところもあります。先ほど言ったように、もうけているわけですよ、葛城市は。経常収支比率も比較的高いと。ところが他市、苦勞している中でも、管路更新率が比較的1%を超えて一生懸命やっておられるところがあったりするので、ここら辺の違いというのはどういうところにあるのかということが、教えていただけたらというふうに思います。

ついでに、もう2つ今、聞きました。3つ目ですけど、施設利用率、今ある施設でどれぐらい水をつくっているか、提供している水をつくっているか。葛城市は64.22%ですが、この傾向、これは経年的に見たときに、高くなっているのか、少なくなっているのか。これ、単年度なのでちょっとよく分かりませんので、どういう傾向にあるかだけ教えていただけたらと思います。

藤井本委員長 3つ。

井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。

まず1点目の質問でございますが、例えば料金回収率が低い、100%を切っているところについては、確かに料金収入だけでは賄えてないというところですが、経常収支比率では100%を超えているということは、水道料金以外の収入をもって経費を賄っている。考えられますのは、一般会計からの繰入金等が考えられるかと思えます。当市の管路更新率0.44%と低うございますが、管路経年化率については7.48%と、12市の中では一番低い。老朽化はそう見られないという数字となっておりますが、管路経年化率というのは耐用年数を超えた管路の割合ですので、本市の場合、その耐用年数を超えた部分について、集中的に管路更新は行っておりますけれども、総量的に若干少ないために、0.44%に更新率がとどまっているものと思われます。

最後の施設利用率は現在64.22%でございます。過去の数字等はないものの、施設利用率というのは、配水能力を分母といたしまして、一日平均配水量を分子とします。配水能力というのはもうここ数年変わっておりません。平均配水量につきましても、このところ、令和2年から令和3年については若干上がったそうでございますが、そうそう大きく変動するものではございませんので、64%、65%を維持しているものと思われま。これが今後もし人口減等によりまして配水量が落ちてまいりますと、こちらの数字も下がってくるということになるかと存じます。

以上です。

藤井本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 ありがとうございます。先ほど最初に述べた料金回収率が100%を切っている、つまり原価より安く売っていると。だけど、経常収支比率が100%を超えているのは一般会計からの繰入れということで、この点については県域水道一体化の中でも大きなテーマになったところですけども、そういうのがこの数値の中からも分かるということですね。それについてどうするのかということが一体化の中でも議論されたので、こういう数字でよく分かりました。

それから、管路更新率については、老朽化が少ないこともあって、専らその経年化したところを集中的にやるという形でこの数字になっているということでございます。

それから施設利用率については、あまり大きな変化はないと。だけど、人口減少とか節水とかあれば、だんだん減っていくのかなど。葛城市は3つ浄水場がありますので、この利用率で3つということであれば、いろいろちょっと思うことがあるなというふうに思いました。これは感想です。

以上、ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに。

柴田委員。

柴田委員 私も数字がすごく苦手ですし、その1つ1つの、どうやって数字を出されているかも示していただいているんですけども、ちょっとお願いなんですけれども、成文化していただきたいというふうに、今、部長がおっしゃってくださったような説明が、この数字を見たら、葛城市の今の現状が経営状態はすごくいいんですけども、老朽化が進んでいてとかという、そういう簡単なものを文章化していただくのもいいかなと私はちょっと思ったんです。先ほどの自然水の流入量とかの数字の見方も、数字だけ並べてくださって、そこから何を読み解くかということも、私のような勉強不足の者はなかなかその奥にあるその意味というかそういうのがちょっと読み取れない場合があるので、そういったヒントなどを説明されるときに、していただけたらうれしいなというふうに、これは要望だけなのでよろしくお願いたします。

藤井本委員長 資料にちょっとコメントでもあればということですね。要望だけでいいですか。

柴田委員 はい。

藤井本委員長 ほかに。

増田委員。

増田委員 経常収支比率というのは収入に合った費用の使い方をすりゃ、100%を上回るということなんですけども、問題は管路経年化率です。私、7.48%という県平均の3分の1を下回っているという。これはパーセントで出てるから分かれへんけども、これを平均まで上げるために、どのぐらいの費用がかかるのかな。要するに、今日までそれなりの更新をしてなかったツケがここ、たまっているのかなというふうに心配するわけです。そうじゃなかったら安心させてください。この7.48%、県平均の23%より下回っている。

藤井本委員長 増田委員、ここの見方は、低いほうがいいですよ。

増田委員 そういうことなんですか。経年してる。

藤井本委員長 一定年数を過ぎている、経過している率ですから、低いということは……。

(発言する者あり)

増田委員 少ないということなんですか。そんなら更新が進んでいるというふうに理解したらいいわけですか、比較的。県の平均より3倍更新が進んでいるというふうに理解したらいいわけですか。ここの評価の仕方、柴田委員やないけど、ちょっと分かりやすく教えてください。

それと、先日、ある施設の機械が故障したと。これって、この管路もよう似た考え方やねんけども、こんなところが次から次、出てけえへんのかなという心配なんですよ。もっと言うたら、カビ臭がありました、その間県水で賄いましたというお話でしたけども、これって、たまたまなんか、いやいや、ため池の下の部分の汚泥等が適正に浄化処理をされてないからかとかね。今まではそんなに将来のことを考えなかったんですけども、10年、20年先のことを考えると、どんどんそういった葛城市の水道事業の装備が十分に耐えられる、前の水道事業の資料の中には100年間継続できる事業というふうに書いてたので、非常に心強い資料だったんですけども、そういう更新等々が順調にされているのかどうか、私ちょっと更新率のところは違う見方というか、逆さまの割り算していたので、これはちゃんとやってくれてはるということやけども、先日の予算特別委員会のところで出た、池の地下の部分の汚泥の問題、それから、浄化施設でしたっけ、の機械の不具合等が出た。この辺のところは、これは想定内なんか、いやいやもうこれ、古うて、もうあっちもこっちも継ぎはぎだらけの状態なんか、その辺の不安があるので、いやそうじゃないよということであれば、そのようなご説明いただいたらいいし、いやいや、もう老朽化していつ何どきや分かりまへんというんだったら、そのようにご説明いただけたらと思います。お願いします。

藤井本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。

私のほうから1点目のご質問にお答えさせていただきます。管路経年化率につきましては、当市が一番低くて、老朽化していないという指標となっております。先ほども申しましたように、ただ管路更新率につきましては、0.44%とかなり低い値となっております。先ほども申しました古い管路、耐用年数を経過したもの、例えば昭和中期ぐらい、昭和30年代、昭和40年代の団地内の配水管等の入替えを集中的に今、行っているということをございます。ただこの管路経年化率が低いというのはそのためだけではなくて、平成の初めのときに、下水

道の布設工事が集中的に行われました。その際に、水道管も同時に新しい管への布設替えを行ったという、そういう経緯がございます。それが平成の初めですので、30年ほど以前の話になりますので、管路は通常耐用年数40年とされておりますので、今現在その耐用年数に到達していない管が多いということの表れかと思えます。

次の質問は課長のほうから答弁いたします。

藤井本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの増田委員のご質問にお答えさせていただきます。

施設それぞれの機器の関係ですねけれども、令和2年度に各浄水場の各機器の老朽度調査、それから補修計画を策定いたしました。それに基づいて令和3年度より、各3浄水場の補修、老朽化度合いを調べた上で、それを令和3年度から計画的に更新はしております。ただしその老朽度調査で、古いやつでも、突発的じゃないですねけれども、緊急の工事も何ぼかはあって、それも同じ形で更新させていただいているということで、今は独自調査の計画に基づいて予算を計上して、3浄水場を更新はさせていただいている。ただし、この間も県域水道一体化の中で説明させていただいています各浄水場の耐震化とか、それから、寺口受配水池の2,000トン、これも耐震化はされていないのは現状でございますので、今後そこらは浄水場の全体的な計画を立てた上で、今後更新をしていきたいと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 今の質問の中で、この前県水をお願いしたというのと、そういう設備のそれと関係があるのかという質問に教えてください。

福森課長。

福森水道課長 この間言うたカビ臭ですねけれども、これにつきましては、2月、3月、竹内につきましては、例年よりも降水量が少なかった影響により、本来日差しというか太陽の当たらないところに、藻とかで太陽が当たったのが主な原因として藻が発生したということで、本来起きる時期は、水温の高い梅雨明け時期、要するに真夏の時期に太陽が当たって藻の発生があるのが本来でしてんけど、今回につきましては、3月の降水時期で、水位も低下という形になって、それによって藻が発生したということになります。

このカビ臭につきましては、今の現状のうちの水道施設では、起きた場合にはどうしても県水に頼らざるを得ず、カビ臭をなくすためには、さっき、多分9月1日に大淀町のほうに浄水場を見に行かれたと思うんですけど、どうしても活性炭を導入する必要があるかなと思っております。これは今後の検討課題になると思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 増田委員、よろしいか。

増田委員。

増田委員 施設については、耐震ができてないということですね。それから浄化システム、前見せていただいた浄化設備は、どう見たかてちょっと古いタイプやなど。現代的な施設じゃないな、更新する必要があるのかな、将来的に投資が必要なんかなと、ちょっとそういう不安を感じました。それからカビ臭を脱臭装置で取り除くという考え方と、私が先ほど言ったように、

ため池の沈殿槽の洗浄、例えば底樋を抜いて泥を流し出すとかという作業は、普通のため池では定期的にやっておられるんですけども、竹内の場合は、どうしても水道水を利用するために、そういう底樋を抜いて道路へ吐き出して、底の沈殿物を洗い流すとかという作業ができないということで、このようなことになったのかなというふうに、私なりに解釈しているんですけども、間違いですかね。それと、そういうことを本来するべきじゃないですかね。そういうふうを感じるんですけども、ちょっとお答えください。

藤井本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの増田委員のご質問にお答えさせていただきます。

さっき増田委員おっしゃったように、竹内の上池につきましては、取水の臭いの出た関係で、4月に入りまして、底樋という形で一旦抜く作業はさせていただいております。いわゆるその、カビという形で。ただ、ほかのため池、今までカビ臭が発生した箇所が、今、コンサルタントに聞いてますけど、中戸新池と南藤井の内池が特に梅雨明け時期にカビ臭が出るということで、その場合の対応としては、その藻を殺す硫酸銅をそのコンサルタントの指導の下に、特に梅雨明けということは、7月上旬から大体9月まではそういう形で対応はさせていただいております。今回の竹内の分もそういう形で発生しているので、一応竹内の上池につきましては、定期的に例えば2月末、それから4月末にも、一応それを見計らって、硫酸銅をまいてという形で対応はさせていただいている現状でございます。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

増田委員。

増田委員 硫酸銅をまいて、池の水がきれいになるんですか。化学変化か何か起こして浄化されるんですか。私はもっとシンプルに、底にたまっている泥を吐き出して、きれいな状態、藻が発生しないようなため池管理をしていかんと、臭いがあるとかいう、そういうイメージ、おいしい水といいながら、そういう悪いイメージにならないような、日頃のため池の管理をしていただく必要があるのかなと。ため池を使って、水道水を、津風呂湖なんかでも、そうやって聞いていますけども、どうしてもああいうためしている水の底というのは、そういう要素が十分にあるというふうに聞いていますので、ちょっと勉強させていただいて、ため池の水質管理については、十分ご配慮いただくようお願いをしておきます。ありがとうございました。

藤井本委員長 よろしいですか。

杉本委員。

杉本委員 12市の経営分析比較表を出してくれと言われたはずなので出していたいたんですが、これはもう市だけしか出ないもんなんですかね。奈良県全域のことを今、話し合っているの、ほかの町とかは出ないもんなのかなというのは思うんですけども、何か無理な理由があるのかなと思いつつながら。平均とかでもいいと思うんですけど。ただほんで、これを先ほどちょっと柴田委員おっしゃって、これを見て、数字上ですよ、多分。数字上は、いい経営状態、数字を見る限りはということをお願いなんですかね。言いたいというか、出してくれと言われて出したんでしょけども、どう、何ていうんですかね。出してくれと言われて出されて、

これは、経営統一に向けての話合いをしているわけじゃないですか。経営、うちはいいでっせという判断でいいのかなという、分かりますか。経営がいいのに県域水道一体化に入るといのはちょっと矛盾していることなるわけじゃないですか。この数値の感想というか、柴田委員おっしゃったとおりですよ。これを見てこう思う、さっきも一緒ですよ。その資料を出して、こういう分析であるというのは、ちょっとつけてくれないと、それは数字上はこれですわね。そんなん会社の決算でも、数字をいようにするのは簡単ですもん、はっきり言って。やろうと思えばね。これをどう捉えたらいいかというところですよ。そこをちょっと教えていただきたい。どういう分析というか、我が市はここがよくてはここはあかんみたいな、そういうところをちょっと教えていただきたいなと思います。あとその町のやつは出ないんですかね。町というか、ほかのところ。

藤井本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。

この分析表を提出する時点では参考として12市がいいかという形で作成させていただいています。ただ、ほかの市町村につきましても、もちろん決算統計という形で総務省に提出されていますので、ほかの市については、データは取り寄せることを、公開はされていますので、それは取り寄せて、報告する必要があるれば、ほかの団体も報告することはできると思います。

経営の状況をこれで確認させていただいても、手元にちょっと資料はあれですけども、同じ類似団体、これ今、手元に持っているのは葛城市の5年間のあれですねんけども、ほかの類似団体とか、全国の平均にしましても、類似団体含めても平均を上回っているのが現状ですので、全国比べてもあれですけども、経営状態としてはいいかなとは思っております。ただ先ほど増田委員にも言ったように、施設の老朽化、それからもちろん、ほかの自治体も同じように抱えている管路の更新も今後は考えられるので、今後は大幅な更新することによって経営状況が厳しくなるのは考えられると思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 取りあえず今の段階では、いい経営状態ということですよ。それは、でも皆さん頑張っているからと思うので、ここをもうちょっと強調して、これは、でもそういう経営状態であると。町のほうはちょっと数が多いので、あんまり厳しかったら参考になるかどうかちょっと僕は分からないので。一応その12市と類似団体は一応調べて、そこまで悪いスコアじゃないということですよ。分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長 この資料を出していただく際も資料の出し方についての打合せはしております。こういう資料だけの数字だけを出していただくと、すぐに見たって分からないですよという申出はしております。コメントをつけてほしいとかというのは私からのお願いしたつもりなんですけど、葛城市の長所はここなので、そやけど短所はここにあるとか、葛城市の総じての概要とかいうのを、コメントをつけていただくように、今後してください。

ほかに。誰が早かったかな。

西井委員。

西井委員 ここにほんま言うたら各市町村の経営状況の中で、葛城市は基金があると。基金状況と、また、起債とか、各市町村、その状況をここへ添付してもらわなかったら、これ、分からへんやん。一番肝腎なんは、取りあえず利益が出ているかどうかだけやねけど、借金はあほほどあるということも含めて、また借金がぎょうさんあるとか、またその市町村によっては基金がぎょうさんあるとか、これ、基金自体がもう没収やという形になるんやったら、その辺も含めて、その辺を各市町村、知りたければ、杉本委員、質問で、できたら市町村、町村も状況が欲しいとしたら、その町村にも、やっぱりおおむねその辺の基金があるか、債務がぎょうさんあるかということは、見せてもらって初めて、それも、一体化の中で合併することになったら、そういう面も非常に大変やん。今の現状の収益状況も見やんなんけど、ちょっとそれ、結論としては、先ほど申し上げたように、それをいろいろ勘案して市長が方向性出すと。それまでの参考資料として、我々、検討するとしたらその辺をちょっと追加で出してもらいたいなと思っております。

藤井本委員長 私から言いますわ。挨拶冒頭の中で言ったように、やっぱりセグメントの関係とか、料金設定、大淀町なんかも、私らも副委員長と議長と一緒に視察に行ったりしているわけから、そういった町の分も出せるのであれば、比較として出していただけたら、出していただくようお願いしたいと思います。

よろしいか。

ちょっと待って。誰が早かったかな。

奥本委員。奥本委員の次、横井委員。

奥本委員 西井委員の関連になりますけども、ここの流動比率を見ていると、大和郡山市、生駒市、香芝市が葛城市より高いんですよ。これは資産がやっぱりあって、その支払い能力に余裕があるということなんですけども、大和郡山市はこれまで、この水道の経営で積まれた基金があって、その分を召し上げられることに対してちょっと反発されたという経緯がありました。今、西井委員おっしゃったように、やはりこれまでの経営努力で基金として積んでいらっしゃる自治体、一方、谷原委員が指摘されているように、非常に一般会計からの繰入れが多い自治体があるわけなんです。この比率だけで見ていると、大変やなとか、ここは頑張っているなというぐらいしか見えないんですけど、私が言いたいのは、これを例えば給水人口1人当たりに換算したら、1人当たりどんだけの支払いの余力があるとか、負債というか、これだけの負担があるか、要するに一般会計からそこに対して入れているかという、そこを比較しないと、ちょっと自治体の正当な、細かな評価というのは出ないのかなという気がします。同じく、同じ考え方を管路のところで行くと、経年化率や更新率というところのこれも、給水人口1人当たりで見たときに、どうかというところなんです。そこで葛城市はどうかというのがある程度見えてくるんじゃないかという気がします。そういったことを踏まえた上で質問なんですけども、財政部会のところで、そういう考え方、給水人口1人当たりの負担の差がどんだけあって、その差をどういうふうに対応するかという話合いがされているのかどうかというのが1つ。今、セグメント会計という話が出てますけど、これは水道料金のところだけですよ。こういった施設の維持管理の負担については、傾斜配分ならぬ傾斜負担

という言葉があるかどうか分かりませんが、そういう傾斜負担みたいな考え方も、議題には上がっていないのでしょうか。この2点、ちょっと教えてください。

藤井本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの奥本委員のご質問にお答えさせていただきます。

今の各自治体の資料について、財政運営部会でどういうお話しされているかという話ですけども、財政運営部会につきましては、要するに、料金の収入、それから各施設部会からの出た費用とか、今、協議しているのは、料金の設定をどうするかという話であって、各自治体の財政状況とか分析自体は、県域水道一体化の協議会の資料の中、去年、おととしでも各自治体の企業債残高とかは、資料としては多分お示し、県の事務局のほうで各自治体の企業債残高とか、内部留保資金とかという形の資料は、ちょっと手元にないので、臆測で申し訳ないんですけど、多分協議会の中で示されているのかなと、各事業体の中で。資料としては、事務局のほうで多分作成するんでしたら事務局のほうで作成されているものと思います。財政運営部会では、料金設定とか、要するに、今、言っている単独でいった場合の県水の供給単価をどうするとか、それからセグメント会計のときの供給単価をどうするとか、収入と経費がどれだけかかるかによって企業団としての料金設定をどうするかという形とか、そういう形を今、財政運営部会としては進めている状況でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ちょっとお答えが若干ずれてる。要は、分かるんですよ。収入を基に、財政、その辺料金シミュレーションされてるのは分かるけども、言ってみれば、これだけ水道事業で頑張ってきた自治体の内部留保をそこに充てて、要するに、ほかのマイナスのところの補てんをそのいい自治体がせんと駄目なんです。そうじゃなくて、そのマイナスはマイナスで、あなたたちこれまで頑張ってきたなかったんだからその分はちょっと負担やってくださいよという、そういう意見が出てないかというのを聞いたかったんです。だから、料金のところは統一にしていこうというのは分かるんですけども、そうしたら今まで、内部留保いっぱいあるところ、あるいは逆にマイナスで一般会計から大量にお金をつぎ込んでいるところ、そこも一律それをチャラにしてしまうというのは、やはり積んでるほうからすると、いやそんなええ話、都合のいい虫のいい話ないやんと思ってしまうんですよ。やっぱり統合するという分には、それ相応の負担というのをそれこそ逆の、セグメント会計の逆パターンみたいな感じで、30年まではあんだのところこれだけの負担してくださいよというふうな、そんな話が出てないかということを知りたいです。

藤井本委員長 お答えください。

福森課長。

福森水道課長 ただいまの奥本委員のご質問にお答えさせていただきます。

今の奥本委員おっしゃった件につきましては、そういう話は一切出ておりません。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 いや、それが出ないのが不思議でたまらないんですよ。普通やっぱり経営状況がいいところというのは、そうやってしかるべきかもしれへんから、できたら葛城市から、それを率先

して声を上げてほしいというのを注文言っておきます。もう3回目なので。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 例えばどこかの市と1つか2つ、一緒になるというときの議論は、多分そうであるのかなと思います。ただ今回を行おうとしているのは、県域水道、もうある種、県が1つになるという前提の事業団の設立でございますので、もう設立当時から、いいものも悪いものも全て抱えた中で1つになるという前提でございますので、どこがああだからというような議論にはならないということでございます。今回の事業の、やはり目的というのは、将来にわたって、もう、かなりの年数にわたっての安定した水の供給ができるためという前提での議論でございますので、あえてこの資料を出ささせていただきましたけども、あの市がどうだ、この市がどうだというような議論は、やはり控えるべきかなと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 いいですか。

では、次は横井委員。

横井委員 これもまた、このエビデンス、パフォーマンスに対するお願いなのですが、これ、有効数字とか考えてほしいのです。小数点第2位まで出しますけど、実際小数点第2位までいらない。だから、何を言いたいかというところ、この最初の行のところに評価基準を設けてほしいのです。当然、右肩上がりがいいとか、右肩下がりがいいとか、そういうふうな、さっきから話題がありました。数字の大きいほうがええねんとか、数字がちっさいほうがええねんとか、そういうのが一覧で分かるように、最初の行に、評価基準を設けてほしいのです。あと、詰めてくるんですけども、当然小数点第2位とか、第1位がいらぬ。小数点第1位がいるのは一番下の行だけです。だから、そこら辺で行を詰めてきて、前のほうに評価基準を入れていただいたら、非常に見やすいエビデンスというんですか、パフォーマンスになると思います。よろしく願いいたします。お願い事項です。

藤井本委員長 お願いだけでいいですか。

今、横井委員もありましたけども、確かにこの数字の意味は後ろに載せてんねんけども、ちょっとしたところ、高いほうがいいのかその何らかの表示の仕方、もうちょっと考えて。というのは読んだら分かるやんかということやろうけども、時間もあるから、ぱっと見て分かるような資料をお願いしたいと思います。

松林委員。

松林委員 私、ちょっとこの表の見方で、有収率というところがあって、葛城市が91.08%で、括弧書きで97.0%という、これ、かなり数字が開きがあると思うんですけど、ここは何でかなという、施設の稼働率が収益につながっている判断をする指標という、この括弧の意味ですね。それと、管路更新率とか有形固定資産減価償却率、ここも、管路更新率にしたかて、いいわけなんですけど、これ、計画どおりに毎年毎年管路更新しても、施設更新にしても計画どおりやってはると思うんですけども、ある一定の計画に基づいて、それに基づいて水道事業というのはそれそういう経営もやりながら、結局最終的に供給単価というのは決まってくると思うんですけども、毎年毎年、計画どおりに進んでるかどうかということも、教えて

いただきたいなど。ちゃんと管路更新にしたかて、毎年計画どおりに進んでるかどうかい
うことをちょっと教えていただきたいと。

藤井本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの松林委員のご質問にお答えさせていただきます。

さっきの各事業体の経営分析表の葛城市の、本市の有収率が91.08%で括弧書きで97.00%
となっていますが、これにつきましては、有収水量を年間の配水量で割ったものが有収率に
なってますねけど、有収水量というのは、水道料金とかのお金になる分が有収水量となっ
ております。91.08%、令和2年度につきましては、令和2年の6月、7月、それから令和3
年の2月、3月におきまして、コロナ対策として、水道の基本料金を減免したことにより、
その分に関しましては有収水量とならないため、有収率としては、91.08%となっています。
ここにお示しした97.00%に関しましては、要するに減免しなかった場合の全体の数値とし
て、令和2年度では有収率としては97.00%という形で、括弧書きとして掲載させていた
いでます。

それから管路の更新の計画ですねけど、全体の計画としては、本市はまだそこまで計画は
立てておりませんが、さっき部長がおっしゃいました昭和の時代の住宅開発を中心に今、管
路更新をしていただいています。例えば今でしたら疋田の東和苑の団地とかいう形で、ここは
昭和の時代に建てられたという形なので、そことあと、漏水の多数か所も含めてそこを中
心に管路の更新をさせていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 松林委員。

松林委員 97.0%というのはコロナ対策の減免分を除いた値ということで、97.0%ということ。管路
更新とか施設更新この分については、私はもっと計画的に予定を立てて、毎年毎年ある一定
の管路更新何キロメートルするとか、そこらを決めてやってはるんかな思うたら、一概にそ
うも言えないということですか。もっと計画的にやっていただいているんかなと思っていま
したけども。分かりました。

藤井本委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでございますので、この件については、今日はこの辺にしておきます。次に
進みたいと思います。

次に、前回の協議会におきまして、委員会、協議会の中で要望のありました財政シミュレ
ーションについて、供給単価のグラフを作成していただいておりますので、理事者より説明
をお願いいたします。

福森水道課長。

福森水道課長 水道課、福森です。

それでは、A3横の資料4を用意願います。

これにつきましては、先ほど委員長が説明したように、財政シミュレーションをこちらの
ほうでというか、業者のほうで作成したものであります。

1 ページ目につきましては、供給単価、要するに1トン当たりの水道料金を供給単価として、パターンとして県水受水率を0%から75%の6種類、6パターンと、それから事業統合、これは令和3年12月作成、県の事務局のほうで作成したシミュレーションによる令和7年から令和36年までの供給単価のグラフ表となっております。事業統合は、先ほど説明させていただいたように県事務局の令和3年12月に作成した財政シミュレーションの供給単価を採用しており、単独につきましては、0%から県水受水率75%の6通りを県水受水率ごとに作成しております。表を見ていただいて、県水受水率0%及び20%につきましては、令和36年度までは事業統合の供給単価を下回り、県水受水率25%につきましては令和32年度、県水受水率30%におきましては令和27年度、県水受水率50%は令和22年度で事業統合を上回り、県水受水率75%につきましては事業統合の当初より上回る結果が出ているのを資料としてお示ししています。

次に、2ページ、3ページをお開きをお願いします。

単独シミュレーションの設定条件として、黄色の部分が設定当初の令和3年12月時点での葛城市の単独設定条件を令和4年9月時点で設定条件を変えたものであります。主に黄色の部分が、変えた設定条件となっております。

主な変更点といたしましては、一番上から2つ目の給水収益を除く営業収益で、これを今までは一定であったものを直近の4年間の平均の最小値を採用しております。また人件費も今までは固定の金額でいっておいりましたんですねけども、令和3年、令和4年の最高値、それからのイの委託料から、クのその他営業費用につきましても、これも直近の決算、要するに平成30年から令和3年の直近の4年間の平均金額、県水受水費につきましては、受水率に応じて年間の受水量に受水単価を算出して計上しております。

また、次のページの3ページ目に行ってください、資本的支出の建設改良費は、平成30年から令和3年までは実績値、令和4年度では予算額、令和5年、令和6年は水道ビジョンにおける設定値に、そこに人件費プラスして、令和7年から令和36年までは浄水設備費が3億円、それから配水設備費が2億円の合計5億円と、令和3年度より、そこに予算、決算として人件費を採用していますので、その人件費の令和3年度、令和4年度の最高値を採用して上げております。

また最後にですが、もう一つの設定条件としては、県水受水率に関係なく3浄水場は維持すること、それから建設改良費は、先ほど説明させていただいたように、浄水設備費で3億円、配水設備費で2億円とプラス人件費の固定、それから原水・浄水に係る営業費用の委託料とか、薬品とかそういう絡みも、これも固定に令和36年まで設定しております。これが条件となっております。簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

藤井本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。

今、課長からご説明あったとおりなんですけど、ちょっと説明のほうを追加させていただきます。これのシミュレーションのまず前提の大きな要素となる県水単価なんですけれども、

このほうがまだ示されておられませんので、現行の料金をベースに値上げがあるものとして、計算しておりますので、これは今のところあくまでもイメージとして捉えていただきたいと存じます。それと1枚目の一番下の、こちらは表の事業統合の数字がございしますが、これ、皆さんも新聞等で記事を見られたかと思えますけども、県からの追加財政支援を予定されておりまして、その支援がありますと、この数字が変わってまいる可能性もございしますので、この数字については、財政支援については反映されてない数字となっております。

以上でございます。

藤井本委員長 私のほうから先に申し上げておきますけど、シミュレーション、これは資料4でこうやって出されています。2枚目、3枚目なんですけど、その根拠となる条件を書かれているの、この小さい字は前言ったと思うんですけど、よほど若い方が目のいい人は見えるやろけど、分からないから、もう少し、先ほどから資料の易しさをとか何かあったけど、もう出てくるのが分かっているから、先に私のほうから言うときます。だから、ここに載っていますやんかと違って、これから質問ありますけど、質問あった場合はお答えください。

それでは、ご質問ございませんでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 僕もうハイパー老眼で全く見えないので、条件がちょっと全く分からないので、ここはちょっと、眼鏡を忘れちゃったので。

藤井本委員長 ないものとして質問してください。

杉本委員 この中で一番若いつもりだったんですけども、見えません。それはといいして、このグラフですよ。結局これは、県水75%使うていから50%、30%、25%、20%、0%とあると思うんですけど、これはどこを見ればいいんですか。出していただいたのはありがたいんですけども、単純に僕の考えでは75%ということもないやろうし、0%でもないだろうって感じなんです。この間なんであろうな。今、ちょっといろいろ調べていただいて、もう今、9月で、この資料が今、細かい設定のことは変わられる。裏に書いてある設定もちょっと僕、見えてないので分からないですけど、ちょっとこの表だけで言わせてもらおうと、どこになりそうなんかなという。例えば30%、50%、25%やったら、先ほどおっしゃったみたいに、何年後までは事業統合するよりは安いですよということを言いたいんですよ、多分このグラフ。言いたいというか出せって言われたんでしょうけど、これも。これは大体どの辺りに今、属しているのか。これですはよう言わんと思うんですけど、この辺ですぐらいい言えないかなと。今いろいろ調べていってる、それも踏まえて、先ほどのあれと関連するから、次の機会にと言わはるんやったらそれでいいですけど、わざわざこんな全部出さんでも、二、三個でよかったんじゃないかなと思ったんですけども、その辺、答えられる範囲で言っただけならなと思います。

藤井本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 先ほども、あくまでもイメージをつかんでいただきたいがために0%から75%という広い範囲を設定させていただいています。ちなみになんですけれども、現在というか、令和3年の12月作成のものを今までは皆さんにお見せしていたかと思うんですけども、そ

れは県水20%に近いものを今までお示しさせていただいていました。先ほど来、流量調査等により、県水が若干増量される可能性もあるよというところで、75%にはならないけども、25%から50%あたりを見ていただきたいなと思っています。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 今まで葛城市で、県水で50%いったことってあるんですか。

井邑上下水道部長 ないです。

杉本委員 ほんならもうかなり、かなりもう多めにやってるという話ですね。50%というのものもあるんですかねという話。僕は30%以下かなと思うんですけどもね。これももうちょっと時間が過ぎればまた変わってくるんですかね。もちろん今の情報もあるやろうし、それもまた次の情報で、資料で、また確認したいと思います。ありがとうございます。

藤井本委員長 いいですか。ほかに。

谷原副委員長。

谷原副委員長 このグラフですけれども、流量調査をして、県水の量を買わなければならないと、たくさん買わなければならないというときに、あらかじめイメージとしてということで、実際にこれまで出ている資料は大体、今、部長おっしゃったように、20%県水を買ったということであれば、令和36年度まで単独で行った場合が安くなるというシミュレーションで来ているわけですね。だけど、それが25%買うとなったら、これは令和31年度までは安いですよ。でも30%やったらということなので、今後流量調査もあるし、事業統合の、そもそもこのグラフそのものが、もうちょっと単価が下がる可能性もあるということだから、イメージということは、それをもってよく分かりました。その上でなんですけれども、私が大変心配しておりますのは、このシミュレーションは、当初、県が事業統合した場合と単独で経営した場合とどうなのかと、それぞれ市町村、出したわけですね。そしたら葛城市は令和30年度までは単独経営のほうが、料金上はメリットがないと、統合に参加するのは。その単独シミュレーションというのは、この前私も言いましたけれど、30年間90億円の設備投資をやると、浄水場が3か所ありますから、これ全部更新すると。さらに、毎年2億円給配水施設を更新していくと。それぐらいの大規模な設備投資をして、なおかつ統合したよりも料金が安いと。だから葛城市はセグメント会計にしましょうという理屈だったと思うんです。そこで、だから、そうなれば、30年間ずっと葛城市はセグメントで料金が安くなるのかなというふうに思われる方もいると思うんですが、この間私がちょっとお聞きしたのは、いやそれは、浄水場をちゃんと更新した場合はそうなるけれども、実は老朽化した施設を令和12年度には廃止するということが、令和2年12月の水道事業等の統合に関する基本方針（案）が出たときの説明資料の中に、今日持ってまいっておりますけども、県内にある18浄水場を将来7浄水場にすると。その中に葛城市は、3つ浄水場を令和12年度に廃止するというのは出ているわけです。このとき出て後、以降全然話が出てないので、どうなっているか分からないんですけども、セグメント会計の例外措置は、これも基本計画、この間の2月に出された中間報告の中では、要は統合の料金水準に、それぞれのセグメント、例外措置の経営の料金が追いつくまでそれを認めましょうとなると。そうすると浄水場が廃止されると、この前の部長の

答弁では廃止されるとそれを上回っていきますと。ということになると、セグメント会計は令和12年度で基本的に終わってしまう。そうすると、そこから段階的に料金が統合水準までいくことになるので、とてもじゃないけど、令和36年、2月の段階の最初の中間報告では令和36年まで6年間延びましたけども、そこまで、葛城市、およそ30年間ですか、30年間のセグメント会計が維持されないんじゃないかということをお心配しているんです。

そこでちょっと質問したいんですけど、セグメント会計になった場合に、浄水場施設を更新することができますか。これ独立採算と書いてあったんですよ、セグメント会計については。大淀町の議会説明の資料をもらったときも、独立採算と書いてあるから、じゃあ独立採算の範囲で、葛城市も資産があるので、借金を、企業債を借りて、実際にセグメント会計の中で浄水場を更新することができるのかどうか。これをちょっとお聞きしたいんですよ。

それから2番目は、先ほど言いました令和12年度廃止というのが、当初では資料出てたんですけど、このことはセグメント会計を葛城市が議論する場合、議論になっているんですか。極端に言えば、竹内の浄水場のカビ臭の問題があったし、この間、減圧弁が故障して県水を買わなあかんと。老朽化してきているわけですね。そうすると、令和12年にならずとも、県のほうももう早々に除却というふうになってしまえば、そもそもセグメントということが成り立たないわけですよ。だからこれは物すごく大変な問題で、葛城市民にはセグメントになりますと。30年間料金が安くなりますなんて議会が市民に説明して、蓋開けると、いや浄水場は破却されましたと。もう、即上がりますと。ほんなら我々としては立場がないので、このセグメントにおけるこの浄水場の扱い、葛城市の浄水場の扱いがどうなっているのか、これちょっと、きちっとやらないと、本当に市民に説明できないことになるので、今2点質問したんですけども、要はセグメント会計になった場合に、浄水場の更新、独立採算でできるのか。それから2番目は、要はその当初令和12年には廃止すると言ってた案が、それ以降全然議論にもなっていませんので、このセグメント会計に葛城市がなるとした場合の、統合参加した場合ですけど、統合に参加した場合、この浄水場の扱い、これについては、何らか議論が進んでいるのかどうか、この点についてお伺いします。

藤井本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどおっしゃっていた分、シミュレーションも、シミュレーション自体も、県に確認しましたら、令和12年度廃止という形でシミュレーションしていることは聞いています。ただ、当初は協議会の資料の中では令和12年度は示されていたんですけども、多分令和3年度から令和4年度にかけての協議会の資料につきましては、今のところ、また令和12年度は示されていない状況にはなっていますねけども、今後の廃止につきましては、先ほどおっしゃっていただいたセグメントの財政シミュレーション、要するにそれが廃止時期によって多分財政シミュレーションが変わってくるかなと思っていますので、先ほども同じ答弁になりますけども、財政シミュレーションが、うちとして示され、要するに3浄水場の廃止時期がいつの時期、一遍に廃止するのかそれとも10年ごとに廃止するのかによって、財政シミュレーションも変わってきますので、財政運営部会なり、その各財政部会で、そういう形で今のところ

示されてないので、今のところそういうどないなるかという、財政シュミレーションがちょっと今のところ示されていない以上は、セグメント会計の、どういう形になるかというのはちょっと今のところは分からない状況でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 私この間申し上げてきたんですが、奈良市を見てほしいということなんです。先ほど市長おっしゃいました。各市町村間、すごく赤字のところがあれば、黒字、財源蓄えている、県全体のために最適化しようということで、異論は出てないとおっしゃったんだけど、そういう立場で進めてるからね。でも、大和郡山市はもう抜けているわけです、最初から。これはもうこんな莫大に蓄えたら何で赤字のところにつき込まなあかんねん、もう最初から入ってない。葛城市と大淀町はセグメントになっている。だから今一番文句言っているのは奈良市ですよ、奈良市以外全部下がるんだから。統合したら水道料金全部下がるんですよ。奈良市は下がらずに上がっていくだけ。だから奈良市長は奈良市民の利益がどうかと、非常にお金もかけて議論もしっかりやりながらやってはると。県にも交渉していると。こういう条件やったら奈良市民の利益を守るからということをやっている。あかんかったらちょっと困りますよと。だから垂直統合で奈良市はセグメントをしたい、駄目だったら垂直統合を直接奈良市に支援してくれというふうなことまで言うているわけですね。だから葛城市はどうしているか聞きたいんですよ。葛城市、こんな浄水場が今、老朽化している、令和12年度に廃止されたら30年間、料金がメリットあると言いながら、セグメント廃止したら、30年間料金、セグメントならないわけだから、浄水場を廃止すると。ほんなら、そういう交渉しているんですか。もうできるだけやってくれと、これが1つ。

そうじゃなかったら、私は葛城市の立場として、もう更新手続入ったらいいじゃないですか。竹内でもそういう状況になっているんやから、脱臭装置をつけた最新の設備を、今から計画的にやっていったらどうですか。19億の財産もあるし、金利も今低いし、今後金利が上がっていくことも想定されるので、積極的に葛城市民の利益を守るために打って出るべきだと私は思っているんですよ。だから、それで、大淀町は違いますよ、葛城市とセグメントでも。大淀町は平成22年に16億かけて浄水場を整備しましたから、大淀町はもうこれは浄水場廃止になってないんです。大淀町は廃止にならないからこれはもう30年間セグメントでいくと。でも葛城市は浄水場がこんな老朽化して、令和12年度に廃止になってるんだから、大淀町とは全然違うんですよ。だから、条件として、最長期間30年だけど、その間の料金水準が統合料金を追い抜くことがあったら、そりゃあセグメントはもうないですよと、優遇はないですよということをわざわざ書いているわけだから、これは葛城市のためだけに書いているわけですよ、はっきり言って。大淀町はないんだから。その葛城市が、いやその結果を見て判断します、じゃあセグメント行きましたとなったときに、私ほんまこれでいいのかなと。もうちょっとここは詰めていただけないかなというふうなことなんですけど、こういうのはどうですか。実際に更新していく。入るまでに更新していく、あるいは単独で、さっき言ったように独立採算であればできるわけですから、更新すると。もう簡単に廃止を飲まないと

ということだっていると思うんですけど、ちょっとお考えを。これは市長じゃないと答えられないのかもわからないんですけど、そこら辺はどうされているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

藤井本委員長 部長、答えるか。1つ。

井邑部長。

井邑上下水道部長 まずセグメントにつきましてですが、確かに浄水場を潰す計画をもって進められておきまして、今もその状況は変わっておりません。本市からは、そのセグメントを長く維持するためにも、最長の浄水場の維持を訴えているところです。それがまず1点訴えている点と、あとは浄水場、現在でもそうですけど、県水単価につきましても、今現在議論が始まったようでまた止まったような状態にありますけれども、そちらのほうもできるだけ安い適正な価格で設定していただきたいということは言うております。ただ、今現在、浄水場の更新につきまして、機械、設備等の耐用年数の短いものをやっております、躯体工事、抜本的なものについてはこの結論を見てからということにしておりますので、現在は浄水場に、機械設備以外のものについての更新はしないということで今、進んでおります。

以上でございます。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 ご心配ありがとうございます。更新を実はしております。今、大きなものにとというのは例えば耐震化をするであるとか、施設そのものを新しくするとかいう更新はしてはおりませんが、中に使われている機械、機器系統の更新は計画的に進めております。どちらの道を取るにいたしましても、当分の間は葛城市の、やはりこの上水道を使った形になりますので、当然のことながら、新しい機器に変えていくという前提で着々とやっております。本体をどうするのかというのは今、部長言いましたように、これの結論をもって、それに取りかかるかどうかという議論になっていくのかと思いますけども、中の機械は更新しておるといところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 もう意見だけ申し上げておきますけれども、これは令和7年に、葛城市が事業統合に参加すれば、葛城市は、当然水道事業、とにかく廃止になりますから、要は全て浄水場の経営管理は全部広域企業団に移ります。そこで広域企業団議会で決めていくことになりますので、25か26の市町村、27ですか、27の市町村が構成する議会で決めていくことになるわけですね。だから、我々が入る場合には、きちんとその見通しを、先ほどありました、まだセグメント会計の料金設定について出てないということですけども、やはり市民の方に責任を持って提示できなければ、いや入ったら何とかありますというのは絶対ありませんから、葛城市の権限はないんですから、市議会の権限も及ばないわけですから、だからそこはしっかりと、詰めていただきたいと。詰めるに当たって、私は奈良市のようにもうちょっと強気でやっぱり当たってほしいんですよ。やっぱり市民の利益を守る、これが市長であり市議会の立場ですよ。県全体の利益は、それこそ県知事、県議会議員が考えるんでしょうけど、我々

の仕事はそこですから、だからぜひ私は葛城市あれやったら、もう躯体も含めて更新しますよと。とにかく30年間、料金セグメントやっってくださいぐらいの勢いでいかないと、いや、結果は待ちますねんと。ほんでどたばたとどっちか決めるなんていうことは僕はあつてはならないと思うんですよ。やっぱり奈良市のように市民の利益を守る立場から、いやそういうことをやるでと、うちは。金もあるでと。そういう形でもうちよっときちっと交渉していただきたい。これは要望です。

藤井本委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 強気でいってほしいというのは僕も谷原副委員長も、もう最初から言って、そのとおりでと思うんですけど、単純に他市の状況、他市でも数限られているんですけども、葛城市の状況も、市長の立場も僕、だいぶ、厳しいなと思うんです、いろんなことがある中で。これ、2月までに決まんのと僕、思っていて、他市の状況とか見てて、葛城市もそうやと思うんですけども、これ、単純に、2月を遅らせることはできないんですか。何でかと言ったら、こんな膨大なことを、今、葛城市内の情報だけでも僕が知りたい情報も入ってきてないわけじゃないですか。前から言っている情報もそうですし、今、皆さんがおっしゃったこともそうなんですけども、今、取りあえず急ぎますという答えが返ってくるんですけども、最短でも多分11月ですよ。11月に来ました、委員長に言って、11月中に委員会開きました。12月、1月、2月、3か月でこんな膨大なことを決めるのとなつて、だから僕はずっと急いでほしいと言っているんですけど、単純にその2月締結というのを遅らすことって何か言えないんですか。夏前にしようよと。うちはまとまりませんわと言うたら、ほかの市ものつてくるところ、だってこっちは、入れてくださいと言ったわけじゃないじゃないですか、歩み寄ってくるのは向こうでしょう、多分、分からないですけど。それはできないかなと、単純な意見でね。2月という縛りを外せないかなと思うんですけど、その辺の話は出てたりしないんですか。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 いろいろとご意見いただいてありがとうございます。出てないということでございます。

本来この県域水道の話につきましては、この協議会に参加するかどうかのときに皆様方にご相談申し上げております。そのときの前提として、まず情報収集のために協議会に入りませうということをお願いしました。ですので、その当時ですと、県域水道の経営内容がどうなるのかという手法になるのか、またその当時、セグメント会計という言葉はありましたけれども、その内容自体が分からない。ですので、その内容について確認する必要があるでしょう。ですので、それが出て初めて、土台ができると、市の中で判断をすることができるということですので、その前提というのはずっとスタンスは変えておりません。ですので、あえて強硬な意見は申し上げません。ただうちの状況というものは、逐次お知らせさせていただいてるところでございます。これを例えばうちが非常に前向きに、当初から、いやこれはもう絶対こっちはいきますということであれば、強硬的な交渉はやりませう。しかし、それ

をやるということはどういう結論になるかということは見えますので、ですので、当初から皆様方とお約束したスタンスを変えずに今まで頑張ってきているところでございます。

以上でございます。

杉本委員 そう思います。だからこそ、その2月というのは、僕は変えろというだけじゃなくて、そういう考え方、そういう選択肢はないんですかと聞いているだけなので。だって、3か月しかなかったら、僕ら、皆さんは、市長は多分強気に言いたくない、僕らは、その短い期間で決めるのと心配してて、それを後にできないかと聞いているだけなので。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 これはもう協議会のところで議論になることなので、こちらのほうでこうだあだということではできないんですけども、例えばこれが2月の時点で、私どもが要求するものが満たされてないということであれば、タイムアップになります。ですので、もうそういう結論しかあり得ないという判断をするしかないのかなということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 ほかに。

松林委員。

松林委員 何度も同じことをまた重ねて申し上げるようなことになると思うんですけども、非常に市民に対して、この県域水道一体化のことに対して説明するときに、私ら自身も本当に判断に困るんですよ。さっき谷原委員言われたように、セグメントの条件もはっきり分からない、料金体系もはっきり分からない、自己水、県水の分量も分からない、こういうような状況で非常に困るんですよ。もうちょっと強気で、そこはしっかりと条件提示していただきたいと、これもお願いだけしておきます。しっかりとよろしく願い申し上げます。

藤井本委員長 ほかに。

増田委員。

増田委員 ちょっとこの表の見方を教えてください。供給単価というタイトル、単独経営、0%から75%、事業統合と、こういう分類で折れ線グラフが30年間にわたってシミュレートされていると。5年刻みで上がってくるというところまでは分かります。これは、ちょっと私の解釈で、間違ったら言うた途端に間違いと言うていただいたら結構やと思うんですけど、単独経営という名前は書いているけども、事業統合に加入した場合の葛城市のシミュレートが、この価格になるということじゃないんですか。これは本当に葛城市が単独でやった場合は、25%の県水の受水率であれば30年後には追いつくけども、25%あったら追いつくけども、30%あったらもっと早い時点で、単独経営は、統合組織を上回ってしまうと、ギブアップせなあかんということですか。これ、本当に単独経営をしたときに、こんだけの単価を上げないと経営できないという計算は独自でされたんですか。これは県の公式に基づいたシミュレートなんですか。ちょっと教えてください。

藤井本委員長 福森水道課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの増田委員のご質問にお答えさせていただきます。

事業統合につきましては、うちのデータを出したものであります。あと単独につきましては

は、もともとうちのデータを出したものに、先ほど設定変更をした分を変えて、これで6つのシミュレーション、要するに県水0%から県水75%をやったものです。部長説明したように、設定時の県水単価も今は決まっておりませんので、当初のシミュレーションの単価を順に5年間上がっていくという形でシミュレーションを作成したということになっております。以上でございます。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 早口で分かりにくいので、もう一度ゆっくりしゃべりますけども、このグレーの線の事業統合というのが、葛城市に与えていただいた特別な料金価格のシミュレートというか、セグメント会計の価格表ですか、このグレーが。違うんですか。グレーの線って、一体、この事業統合と書いてある178円からスタートする単価というのは誰が払う単価なんですか、ちょっとそれ、まず教えてください。

藤井本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。

ただいまのご質問、事業統合というのはこれはセグメント会計以外の、企業団に参加された団体の金額ということになりますので、大淀町、葛城市以外、奈良市も含めまして、香芝市、大和高田市、ほとんどの団体の供給単価として示しております。

あと単独経営で0%から75%までシミュレーションしたのは、これはあくまでも、企業団に入らずに葛城市だけでやっていった場合のシミュレーションのイメージとさせていただいています。

以上です。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 その間にある、特別に葛城市と大淀町の価格をこの間にまた折れ線グラフが入るんですか、どこかに。それは今の段階では示されていない。せやけども、このグレーより下にいくことには違いないということですか。事業統合の折れ線より下に入ることは間違いないということですね。

(発言する者あり)

増田委員 茶色やね。茶色より下になるということでもいいんですか。

何か、話をしたはんのんとその資料の内容とうまくかみ合っていないので、分かりにくかったんですけども、本当に安い安いと言われてた水道料金が、単独でいってもすぐに上げやなあかんという実態やというふうに、私、この表を見たら、そういうふうにぼんと入ってくるんですけども、間違っただけですか。

いろんな方から、いろんな市民の方の声を聞いていると、事業統合に参加することによって水道料金が上がるんだ、上がるのが困るから入るなど、こういったご意見が非常に多いんです。しかしながら、いや、入っても入らなくても、逆に入ったほうが20年後ぐらいからは安定的な価格になるんだって、こういう資料づくり、資料づくりというかデータやというふうに、誰しもが思っておられないので、そのギャップは大きいと思うんです。そやから、こういう状況で、5年に1度ずつ、18年間上がってこなかった水道料金が、これから5年刻みで

これだけ上がっていく、単独してもということが、私は、どうも何でこの18年間の横、維持努力が、ここに来てぼんぼんと段階を踏んで、単独しても上がってくのかという、その理屈が分かりにくいし、市民の方もそういうふう感じておられると思うんですけども、しっかりとこの根拠、5年ごとにこれだけ上がって30年後にここまで来るといふ根拠を理論武装していただく必要があるのかなというふうに感じました。またご答弁あったらお願いします。

藤井本委員長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 一応供給単価の算定に関しましては、まず原価を出します。その原価を出した上で、ある程度の利益分を乗せまして、それで供給単価とさせていただきます。その大前提となりますのが、まず算定期間5年間と、もう最初から決めてます。5年間の資金期末残高がある程度保てるように、このシミュレーションでは、給水収益の100%、給水収益が6億円であれば6億円の資金が保てるように、最後の年、令和36年度の企業債残高が給水収益の370%以下となるように、この企業債残高と先ほどの資金残高を総合的に判断しまして、供給単価が決まってまいります。ですので、あと、細かい設定条件は、先ほどの条件表に書かれているとおりですので、そこから計算しますとこのようなイメージになるということで、今回お示しいたしました。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 私が不自然やと言うてんのは、もう一回いいますよ。これ、30年間で、こない段階踏んで、とんとんとと上がっているんですよ。この半分以上の18年間というのは、今の値段、118円ですか。ずっと横ばいで来たんですよ。ずっと来た。ここからほかの市町村が、事業統合されることによる影響なんかどうか分かりませんよ。今日までやってこなかったツケが回るからそうなるのか知りませんよ。ずっと横にあったグラフが、ここからどんどんどん上がっていくという、今後のシミュレートやということでしょう。もう再認識しました、私。こういう予想やという、将来の、これは非常に今後の市民の方の経済負担というのは、このようになるよということの表れですので、ちょっとしっかりともう一度帰って勉強しますわ。どうですか、皆さん。

藤井本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 これは、県の、事業統合の計算するときに葛城市が出したデータに基づいて、単独シミュレーションもつくっているわけですよ。その中で、水道料金にとって一番大きい影響を与えるのは、やっぱり設備投資ですよ。先ほど言ったように、これは増田委員がよくおっしゃっているように葛城市料金がずっと上がってこなかった。何でかいうたら、施設を大きく更新するための設備投資をやってない。老朽化のままずっとやってきたから、それは料金は上がりません。だけど、ここにあるこのシミュレーションは、私がさっき言ったように、30年間で90億円、浄水場施設、それから配水管については、2億円、毎年5億円の投資というたら葛城市の一般会計の事業予算見ても分かりますけど、毎年5億円の投資ってすごいですよ、これね。だからその投資をやるんだという基で、グラフがつくり上げられているわけですよ。だから、企業債どんどん借りる、その利息が経費としてどんどん積み上がっていく、当然料金を上げていかなければいけない。だから、こういう機械的な、僕は当初そうい

うシミュレーションで比べたわけですから。でも増田委員がおっしゃってたのは、これまでもおっしゃったのは、本当のところ葛城市どうなんだと。それをつくらんのかということはずっとおっしゃってるわけですよ。つまり、浄水場3つ90億円、こんなことやったら料金こんな上がりますやんか。ほんなら集約する。集約して統合していく、あるいはもっと県水を買うこともありかということも含めて、時期も含めて、何らかの形で具体的にもうちょっと現実的なものが出ないのかなというふうなことは私も思うんです。だから、これについては、やっぱり設備投資の在り方、葛城市が経営計画、事業計画の中で、将来どういう設備投資をやるかということに、料金は大きく関係していると思うんです。これはさっき言ったような毎年5億円、30年間設備投資するという料金設定になっていると思うので、私としては、5年にほんまにずっと上がっていくので、あんまりこれは現実的なあれじゃないなど。ただ県がそういう設定をしましたので、そういうのが出たということだと思うんです。これ、ちょっと意見だけ。

藤井本委員長 ほかに。

谷原副委員長。

谷原副委員長 水道料金のことばっかきに、これは経営も関係するから大事なことなんですけれども、今日は市長も出席されていますので、最後にちょっと市長にお伺いしたいんです。私、葛城市の水道事業はまちづくりの観点から市長はどうお考えなのかということをお聞きしたいんです。というのは今、若い世帯がだいぶ葛城市に増えてまいりました。そういう方々に聞くと、葛城市は水道料金が安いと、びっくりしますと。そういうことが分かって転入された若い世帯もあります。住みよいまち葛城市の大きな柱が、この水道料金が安いことと18歳までの医療費が無償であると。これは葛城市の住みやすさの大きなポイントになって、若い方も入ってきてる。さらには工場誘致の際にも、私が知ってる所は大和高田市とか御所市と、近隣に建てた工場は水道については、葛城市から引っ張ってきて利用されているところもあったり、工場誘致という点でも、私は非常に水道料金が安い、これは葛城市の地勢ですよ。もう本当に西に山があって、長年のため池を本当に利用させていただいて、こういうまちをつくってきたわけですから、そのまちづくりについてどうお考えなのか、特にため池については、地元の方に取水料としてお金も払って、それで地域の保全に役立てていただいていると。さらには地域経済にとっても、毎年多額の設備投資、更新等で地元の企業に対しても、それなりに葛城市はやってて、それが市議会でけんけんがくがく、かんかんがくがく、今のよう議論しながら水道料金も決め、経営計画も決め、先人たちはここまでつくり上げてきたわけですから、それを全部取られてしまうと、県に。それは楽でいいかもわかりませんよ、苦労せんで済むからね、全部県水買ってやっていけばいいんだから。でもそれでは、私は葛城市の自治としての、小さくてもきらりと光る、本当に葛城市、つくり上げてきたそのまちづくりの観点から、私、今度の事業統合、葛城市の歩む道をどう市長は考えておられるのか、ちょっと1度お聞きしたかったので、ちょっとご意見があれば伺います。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 かなり高度な話をされたので、いやこれはちょっと、返答に二、三日考えさせていただき

たいなと思うぐらいの話だと思うんですけど、この問題、地域のこの水道の統一の事業というの、もう当初から、葛城市自体が、その経営権を持つのか持たないのか、もうこれを放棄するのかしないのかという議論だということをほかの席で実は申し上げました。これは自分で持つほうが当初いいのかなという思いの中で、いろいろ観察をしながら、分析をしてきたところでございます。ですので、その当時、どちらの意見を持ってもないと申し上げましたが、当初から協議会に入るか入らないかのときにお話ししたのがもう本当の気持ちなんです。情報収集しないとその結論が見いだせないということで、入らせていただきましたので、情報収集をする中で、まだセグメント会計の内容が、最終的な提示を受けておりませんので、それを早くしてくださいというお話をしていますので、それが出た時点で、正式な資料が提示できるのかなと思います。

ただ、委員がご指摘のように、もし単独という道を選ぶのであれば、経営の仕方というのはいろんな手法があるのかなと考えております。事務方のほうが、安心な100年の計画の中で、どのように施設更新をしていくのがいいのか、どれぐらいの投資額でいいのかということは試算して、それが今回のこの単独でいった場合のシミュレートになっているわけなんですけども、更に踏み込んだ形の経営の在り方もあるのかなと。それも加味した中で、最終的な判断が出てくるのかなという思いでおります。もうしばらくでございますので、そのデータが出てくるのか出てこないのかというところが一番気になるところなんですけども、ある種時間的に限られた中で、うちは3万7,000人ですけど、非常に三十何万という大きな都市が、交渉されていますので、それにいろんな変動要素が加わってしまいましたので、若干その時間的余裕が本当にあるのかなのか。委員がご心配していただいたとおりのことを実は心配しております。できるだけ、この葛城市の将来に対して責任を持てる結論を見いだせたらという思いでおります。

もう、答弁としては、これ以上はちょっともう堪忍してください。こうなってしまうともう、ある種結論めいたことを言わないといけない形になりますので、それが出てからの、また議論を皆さん方とさせていただけたらと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 ありがとうございます。水道料金の問題は大きい問題だし経営も大事なんですけれども、今、阿古市長がおっしゃったように、やっぱり経営権、これをどう考えるかということがあろうかと思えます。これはもう当初から増田委員がおっしゃったことが私、非常に印象深かったんですけども、水道料金が上がったとしても、高くなったとしても、葛城市は自己水を守りながらまちづくりをやっていくというそんな腹がないと、こういうのは決まらへんと、それぐらいの思いがないとね。だから、私、てんびんにかけるのは水道料金だけでてんびんにかけるだけではなくて、先ほど申したようなことも含めて、本当に葛城市の将来のまちづくりについて、どうなのかということも、よろしく、また機会がありましたら表明していただけたらと思えます。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでございます。

それでは、このシミュレーションについては、このぐらいで終わりたいと思います。あくまで部長からありましたように、イメージということで、大きく離れませんが、こういうイメージで考えていただきたいということを出してもらった資料でございますので、回収もいたしますけども、そういうご理解をいただきますようお願いいたします。

それでは、最後になんですけども、今日の議論の中で増田委員等からも出ておりました。また先週で終わりました9月議会の9月12日の予算特別委員会において議論をされたんですけど、竹内浄水場で、臭い、臭気の障害があったと。カビ臭というのかな。そのことについて、予算特別委員会に出られた方はそこで議論されているわけですけども、今日先ほども出ましたので、ちょっと簡単にこのことについての、どういう状況だったかと、またその状況に対して葛城市として水道供給をどのように対応したかと、今後の見込みについてはどうなのか、そういうようなことで結構でございますから、ご説明ください。

福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。

それでは、先ほど委員長おっしゃられました竹内浄水場の臭気の間緯につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

令和4年2月15日から2月22日にかけて、水道水から金属臭がするという問合せの苦情があったため、原水、それから竹内浄水場内の浄水、それから、そこから浄水を送っている各末端給水栓の浄水の水質検査を実施いたしました。検査の結果、浄水場内の浄水にて臭気異常が検知されたため、原水の植物プランクトンの検査を実施し、少数ではありますが、原水に臭気を出す植物プランクトンが発生していることが判明しました。この時点では、1日1件程度の問合せがあり、県営水道の受水量を増量し、消毒のための薬品の注入箇所を変更するなどの対応をまいりました。しかし、3月9日から3月14日にかけて問合せの件数が増加したため、取水への除草剤の散布、それから浄水場の運転停止を行い、全量県営水道の受水及び配水に切り替えた次第でございます。

簡単ですが、以上で終わります。

藤井本委員長 止めて県水に変えた次第でございますやけども、それが例えば何日で、その問題が解消して、それ以降どうやとか、今後はこうやとかいうところまで、お尋ねしたつもりです。

福森課長。

福森水道課長 それでは、時系列で説明させていただきます。県水の受水につきましては、先ほど説明させていただきました3月9日から3月14日までの苦情件数が多かったため、その時点で、県水の受水量の変更を50トンから100トンに変えさせていただきました。あとその後まだ苦情があったというか、問合せ事項がありまして、最大で県水の受水量をマックスの120トンまで供給というか配水をいたし、もうこの時点で自己水は停止して県水100%で配水をしております。その後4月に入りまして、竹内浄水場の沈殿池清掃、それから、取水してある上

池への除草散布、それから4月の中旬から6月の終わりまでは、週に1回から2回、竹内浄水場のろ過の試験運転をいたしまして、バクテリアの発生を抑制するためにそういう作業を行い、その都度職員による臭気の確認を行いました。その間に5月21日に、上池の斜樋から排泥の処理をいたしまして、6月29日、竹内浄水場のろ過機の運転を再開し、この時点でろ過の運転で、自己水の量を当初50%から運転を再開いたしました。続きまして、7月6日に、先ほどの処理を見ながら50トンから80トンに切り替え、最終的には7月19日に、竹内の取水量を80トンから通常の100トンに戻して、今に至っている状況でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 先ほどもあったけど、もう少しゆっくりと説明していただくようお願いしたいと思います。これは予算特別委員会で議論をされております。そこにおられなかった方のほうのお話になりますけど、関係することもございますので、時間も押していますけど、ご質問あれば。

西井委員 それぐらいにしときや。所管違うやんか。これは、県域水道一体化と話が違う、厚生文教常任委員会の話やんか。説明は関係あるよってここまで聞いておいてもええけど、それ、質疑までやったらおかしいやろ。所管が違う。

藤井本委員長 それが直ってなかったら、また設備せなあきませんやん。いろいろ設備もせんならんから。

西井委員 この県域水道一体化調査特別委員会とは別やろう。その話は、水道というのは別。そやから水道については厚生文教常任委員会の所管やからな。もう説明だけ終わってこのぐらいで置いとかな、所管外になってしまう。この委員会の所管外になってまうということ。

藤井本委員長 だから説明を受けたんやから、説明に関して質問があれば、質問だけ受けたいと思います。

西井委員 その説明を受けてんけども、本来言えば所管が厚生文教常任委員会やからということだけは、俺は言うときます。

藤井本委員長 意見として承っておきます。

説明を受けていますから、質問ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 それでは、本日の調査案件は以上でございます。

これをもって県域水道一体化調査特別委員会を閉会いたします。午後1時30分から始まりましたこの委員会ですけども、熱心にご審議いただきましたことに感謝申し上げます。先ほどから出てるように、もう後がございませんので、また11月に、早ければ10月、なるべく早く委員会を開くというお約束もいただいております。またご通知を申し上げますので、よろしく申し上げます。本日はご苦労さまでございました。

閉 会 午後5時04分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

県域水道一体化調査特別委員会委員長

藤井本 浩